

第四十回 參議院運輸委員会議録第二十七号

昭和三十七年五月七日(月曜日)

午後一時三十五分開会

委員の異動

五月六日委員堀本宜実君辞任につき、その補欠として江藤智君を議長において指名した。本日委員村上春誠君辞任につき、その補欠として谷口慶吉君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長	村松 久義君
理事	天埜 良吉君
委員	金丸 富夫君
	大倉 精一君
	谷口 慶吉君
	鳥畠徳次郎君
	平島 敏夫君
	相澤 重明君
	小酒井 義男君
	中村 順造君
	田上 松衛君
	中村 正雄君
	白木義一郎君
	加賀山之雄君
國務大臣	堀本 宜実君
運輸大臣	斎藤 昇君
政務大臣	小平 久雄君
総理府総務長官	富永 誠美君
警察庁交通局長	山下 武利君
大蔵省管財局長	有馬 英治君
運輸政務次官	

説明員

運輸省自動車局長 木村 睦男君

- 自動車の保管場所の確保等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 国鉄野石線建設等促進に関する請願(第一四四号)(第八〇二号)
- 観光事業の一大拠点として箱根町烟引山に国際会議場建設の請願(第五〇号)(第三三一八九号)(第三三〇七号)
- 老人の国鉄運賃割引実施に関する請願(第七四四号)(第一一三号)(第一三七号)(第一六五号)(第一七五号)(第二二八二号)
- 戦傷病者等の日本国有鉄道無賃乗車共用に関する請願(第九一一号)(第二二七号)(第三二九三号)(第一一八九一号)
- 国鉄赤穂線の全線開通促進等に関する請願(第一一〇五号)
- 宇野、高松間海賊鉄道早期実現に関する請願(第二二四号)(第三四七号)
- 國鉄バス近城線に停留所増設の請願(第三三一六号)
- 国鉄軽井沢、長野両駅間鉄道電化促進に関する請願(第七〇四号)(第七二一号)
- 国鉄甲府、長野両駅間鉄道の複線電化実現に関する請願(第七〇五号)(第七二二号)
- 岩日線広瀬、日原両駅間鉄道敷設に関する請願(第七五三号)(第七五四号)(第七五五号)(第八四七号)
- 磐越東線輸送体形強化改善促進に関する請願(第八〇三号)
- 野沢、西方線鉄道開設促進に関する請願(第八〇四号)
- 国鉄会津線にシーゼル准急列車運行の請願(第八〇五号)
- 唐津、呼子、伊万里線の国鉄新線建設予定線を調査線へ格上げに関する請願(第一二六〇三号)
- 廣島県尾道市防地口付近に旅客専用停車場設置の請願(第一七三六号)
- 国鉄水戸、福島両駅間觀光準急列車運行に関する請願(第八〇六号)
- 東北本線盛岡駅以北の電化、複線工事実現促進に関する請願(第八六三号)
- 生橋線築石、橋場駅撤去区間の早期復活に関する請願(第八六四号)
- 鹿児島本線の列車増発に関する請願(第一一〇六号)
- 生橋線築石、橋場駅撤去区間の早期復活に関する請願(第八六四号)
- 羽越本線道川、羽後龜田両駅の貨物取扱い廃止、統合中止に関する請願(第一一八三〇号)
- 国鉄生橋線の復旧事業等促進に関する請願(第一七六九号)
- 委員長(村松久義君)自動車の保管場所の確保等に関する法律案を議題といたします。
- これより質疑に入ります。順次御発言を願います。
- 中村正雄君 同志会と無所属がそろっております。
- 委員長(村松久義君)では、質疑に入ります。順次御発言を願います。
- 大倉精一君 運輸大臣にお伺いいたしましたけれども、この法律案が交通関係の閣僚懇談会の決定によって出てきたと言われておりますけれども、この閣僚懇談会で、こういう方法をきめら

れたいきさつについて、一応御説明を願いたいと思います。

○政府委員(小平久雄君) 御承知の如く、交通関係僚懇懇談会は昨年の十二月の初めに発足をいたしたわけでござります。しこうしてその当面の問題

としましては、大都市における交通安全滞滯の緩和及び交通事故の減少、そつといたことについての対策を種々協議いたしました。毎週火曜日はほとんど続けてやって参ったのであります。この間いろいろ問題が出ましたが、交通渋滞

溢の見地からあるいはまた事故防止の見地から申しまして、市中に相当多く街路上放置車が見られる、こういうことを何とか取り締まりをいたして、そういう事態のないよにいたすことがあつて緩和のために、あるいはまた事故防止の見地からいたしましても必要でありますと、そういう二点に相ります。

た。これの法制化につきましては、関係各省において検討をいたしました。こうしたことにして相なりました。関係各省でも数次にわたりまして、いろいろな角度から検討をいたしましたのであります。すなはち道交法の立場から、あるいはまた現行道路法の立場から等々、各方面から検討をいたしましたのであります。が、現在の法律だけをもつてしましては不十分である、こういう結論に達しました。今御提案申し上げましたような法案を作成し、これを閣僚懇談会でお認めをいただき、閣議に諮って御提案を申し上げたという、大体のいきさつから申しますと、以上申し上げるような事情に相なつておるわけであります。

○大倉精一君　この法案の内容を見てみますといふと、必ずしも運輸省だけの所管にかかる分ばかりじやないよう

な気がするのですが、所管官署は、主たる所管官署はどこにあるのですか。

運輸省だろうと思うのですけれども、
あとの関係の役所との関係は、どうい
う工合になるのか御説明願いたい。
○政府委員(小平久雄君) この法案自

体は、先ほど申しましたよがないときはつでできたわけでございますが、御質問のように、閣僚懇談会ができる前から、すなわち今から申しますと一昨年から、関係各省の事務レベルにおける交通対策本部というものがございます

ので、主としてそこを中心的に事務的に検討したのであります。そこで関係各省、特にこの法案から見た場合の関係省と申しますと、運輸省、それから建設省、公安委員会、罰則の関係から申しますと法務省も入るのじやないか。そういう各省が、やはりこの法案

て、担当主管となるということに相な
ると思います。

○政府委員(小平久雄君) 現在、さつ
き申しました交通対策本部というよう
なものもありますが、これはどこまで
もいわゆる連絡調整の機関でございま
す。この法律の施行の段階になりまし
た場合におきましては、先ほど申しま
したとおり、それぞれの条文によりま
して担当の役所が、現在の行政機構か
ら申しますと変わってくるわけです。
それぞれの担当の役所で、これが施行
として……。

の責めを負うて いただくを いうことに
相なると存じます。

○大倉精一君 その点については、あ
とから具体的にもう少しお尋ねしたい
と思いますけれども、この法律によつ
て中小企業、商店ないしは業者のメー

カー、販売等々、非常に広範囲にわたくつて影響があると思うのですよ。そういうような影響について検討なすっていると思うのですが、この影響の概況について御説明を願いたいと思います。

○政府委員(木村陸男君) 中小企業関係で特に問題となりますのは、自動車の所有者に車庫を持つことを義務づける点が問題であらうかと存じます。この点から申し上げますと、車庫を持つことを義務づけておりますのは、すべての自動車の保有者に一応義務づけられています。

務づけておりますか。さらに車庫を持たない場合に罰則をもって、これに制裁を加える、あるいは登録を拒否するといった不利益を与える場合には、やはり道路の混雑ということ、うらはらの関係になりますので、道路上のいちらへらな規制の行き止りも或て、危

この法律の施行がおこなわれてから、範囲において、大体それと相似かよった範囲において地域的に限定してやると、いうこの法律は立場をとつております。その地域に指定されますところにおきましては、中小企業に与える影響は確かにあらうかと思います。

そこでいろいろ方途を考えたのであります。が、まずこの法律の実施の時期の問題でございますが、時期の問題につきましては、指定されました地域内において車庫を持つことを義務づけますのは、この法律が施行されましてから三ヵ月ということになつておりま

す。さらに路上を保管場所等に使ってはいけないという規定につきまして

は、いま直ちにこれをやることは特に現在の中小企業に影響もありますので、一年という期間を置いております。なお、さらに今後車庫を持つため

の措置といたしまして場所の、土地の確保といふうな点におきましては、この地域につきましては、できる限り共同の駐車場等を作り得るよう、あるいは国有地あるいは公有地といふうなものをできるだけ優先的にそのほ

うに割愛する、あるいはそういう確保のために融資のあっせんをするとか、そういうふうな方法を関係各省協力してやろうというふうな方策をこれと並行いたしましてやるようなことにいたしているのでござります。

者について、地域を指定して一年間の余裕をもって駐車場所を確保しなければならぬ、保管場所をですね。一年でこれは十分やれますか。一年でやれるという見通しはついておりますか。

現行車規則(木本監修) 第四条登録事項を全面的にこの法律は義務づけておりませんで、法律の持つております者につきましては積極的に車庫を持つことを全面的にこの法律は義務づけておりませんで、法律の第四条にありますように、登録その他の登録事項を変更いたします場合に限定いたしまして、登録の際に車庫を持つということを義務づけているのでござりますが、ただ現在車を持っておりません者が、路上を車の保管場所として使えなくなるという意味におきまして、路外に反射的に車の置き場を見つけるべきやならないということころで、いろいろな問題がある、こういうふうになつて

おるわけでございます。で、これらにつきましては、先ほど申し上げました

ように、一年という期間を置いて、その間に路外にそれぞれの場所を見つけるような措置を講じ、また政府といたしましても、先ほど申し上げましたよ

うな融資のあつせんあるいは土地の確
保等について、できる限りの努力をい
たそう、こういうふうな方針でいるの
でござります。

〔速記中止〕

で、こういうことになるわけですね。
そこで、そういうことになるんだが、
この措置は一年間ができるというめど
があるかないか。私は非常にこれはむ
ずかしいと思うんですがね。現在の指定
される場所は、おそらくそれは交通の

○政府委員(木村陸男君) 今の点をもうちょっととわかりやすく申し上げますと、法律について申し上げますというと、第三条で、一般に車を持っておる者は、道路の場所以外に保管場所を持たなきやいかぬということが義務づけあるわけであります。ただし、これには罰則その他不利益の処分の適用はございません。第四条で、車を持っております者が種々の登録をやります場合

合に、道路場所以外に保管場所を持つておるという証明書を持ってこなければ登録はできないというふうになつておりまして、この第四条の適用につきましては、附則でもって適用地域を政令できめるということになつております。すしなお、この第四条の二項で、証明書を持ってとなれば登録をいたしませんという不利益の処分の適用があるわけでございます。そういうふうになつております。なつておりまして、第五条以下は、今までつけておるに道路場所を保管場所に使つてはいかぬといふことになつております。

ございまして、ただいま御質問の、道

路上を保管場所等に使ってはいけない

といふ条文につきましては、やはり附

則で一年という猶予期間が置いてあり

ます。しかし、これにつきましては、所管の

ほうの警察庁のほうから説明すること

にいたします。

○政府委員(鶴見誠美君) この法律

は、五条関係は公布の日から起算して

一年を経過した日から施行されるわけ

です。施行は、つまり公布の日から起

算して一年たつてから施行されますが、

それから実際に第五条が適用されるに

つきましては、附則の第二項で、政令で

その地域を定めるというふうになつ

ております。つまり一年たつてから施行され

ます。つまり一年たつてから施行されま

すが、そのたゞぐに第五条の規定が適用

されるというではないし、政令で地

域を指定しなければなりません。そ

ういう二重になつておる者は、第一番に、保

保管場所を持たなければならぬとい

うことですね、第一番に、保管場所を持

たなければならぬ。それから道路上を車の置き場所に使用しちゃいかぬと、そこで道路を使用した場合に罰金を取られるおりまして、この第四条の適用につきましては、附則でもって適用地域を政令できめるということになつております。すしなお、この第四条の二項で、証明書を持ってとなれば登録をいたしませんといふことになつております。なつておるに道路場所を保管場所に使つてはいかぬといふことになつております。

ございまして、ただいま御質問の、道

路上を保管場所等に使ってはいけない

といふ条文につきましては、やはり附

則で一年という猶予期間が置いてあり

ます。しかし、これにつきましては、所管の

ほうの警察庁のほうから説明すること

にいたします。

○政府委員(鶴見誠美君) この法律

は、五条関係は公布の日から起算して

一年を経過した日から施行されるわけ

です。施行は、つまり公布の日から起

算して一年たつてから施行されますが、

それから実際に第五条が適用されるに

つきましては、附則の第二項で、政令で

その地域を定めるというふうになつ

ております。つまり一年たつてから施行され

ます。つまり一年たつてから施行されま

すが、そのたゞぐに第五条の規定が適用

されるというではないし、政令で地

域を指定しなければなりません。そ

ういう二重になつておる者は、第一番に、保

保管場所を持たなければならぬとい

うことですね、第一番に、保管場所を持

たなければならぬ。それから道路上を

車の置き場所に使用しちゃいかぬと、そこで道

路を使用した場合に罰金を取られる

おりまして、この第四条の適用につき

ましては、附則でもって適用地域を政

令できめるということになつております。

すしなお、この第四条の二項で、証

明書を持ってとなれば登録をいたしま

せんといふことになつております。

ございまして、ただいま御質問の、道

路上を保管場所等に使ってはいけない

といふ条文につきましては、やはり附

則で一年という猶予期間が置いてあり

ます。しかし、これにつきましては、所管の

ほうの警察庁のほうから説明すること

にいたします。

○政府委員(鶴見誠美君) この法律

は、五条関係は公布の日から起算して

一年を経過した日から施行されるわけ

です。施行は、つまり公布の日から起

算して一年たつてから施行されますが、

それから実際に第五条が適用されるに

つきましては、附則の第二項で、政令で

その地域を定めるというふうになつ

ております。つまり一年たつてから施行され

ます。つまり一年たつてから施行されま

すが、そのたゞぐに第五条の規定が適用

されるというではないし、政令で地

域を指定しなければなりません。そ

ういう二重になつておる者は、第一番に、保

保管場所を持たなければならぬとい

うことですね、第一番に、保管場所を持

たなければならぬ。それから道路上を

車の置き場所に使用しちゃいかぬと、そこで道

路を使用した場合に罰金を取られる

おりまして、この第四条の適用につき

ましては、附則でもって適用地域を政

令できめるということになつております。

すしなお、この第四条の二項で、証

明書を持ってとなれば登録をいたしま

せんといふことになつております。

ございまして、ただいま御質問の、道

路上を保管場所等に使ってはいけない

といふ条文につきましては、やはり附

則で一年という猶予期間が置いてあり

ます。しかし、これにつきましては、所管の

ほうの警察庁のほうから説明すること

にいたします。

○政府委員(鶴見誠美君) この法律

は、五条関係は公布の日から起算して

一年を経過した日から施行されるわけ

です。施行は、つまり公布の日から起

算して一年たつてから施行されますが、

それから実際に第五条が適用されるに

つきましては、附則の第二項で、政令で

その地域を定めるというふうになつ

ております。つまり一年たつてから施行され

ます。つまり一年たつてから施行されま

すが、そのたゞぐに第五条の規定が適用

されるというではないし、政令で地

域を指定しなければなりません。そ

ういう二重になつておる者は、第一番に、保

保管場所を持たなければならぬとい

うことですね、第一番に、保管場所を持

たなければならぬ。それから道路上を

車の置き場所に使用しちゃいかぬと、そこで道

路を使用した場合に罰金を取られる

おりまして、この第四条の適用につき

ましては、附則でもって適用地域を政

令できめるということになつております。

すしなお、この第四条の二項で、証

明書を持ってとなれば登録をいたしま

せんといふことになつております。

ございまして、ただいま御質問の、道

路上を保管場所等に使ってはいけない

といふ条文につきましては、やはり附

則で一年という猶予期間が置いてあり

ます。しかし、これにつきましては、所管の

ほうの警察庁のほうから説明すること

にいたします。

○政府委員(鶴見誠美君) この法律

は、五条関係は公布の日から起算して

一年を経過した日から施行されるわけ

です。施行は、つまり公布の日から起

算して一年たつてから施行されますが、

それから実際に第五条が適用されるに

つきましては、附則の第二項で、政令で

その地域を定めるというふうになつ

ております。つまり一年たつてから施行され

ます。つまり一年たつてから施行されま

すが、そのたゞぐに第五条の規定が適用

されるというではないし、政令で地

域を指定しなければなりません。そ

ういう二重になつておる者は、第一番に、保

保管場所を持たなければならぬとい

うことですね、第一番に、保管場所を持

たなければならぬ。それから道路上を

車の置き場所に使用しちゃいかぬと、そこで道

路を使用した場合に罰金を取られる

おりまして、この第四条の適用につき

ましては、附則でもって適用地域を政

令できめるということになつております。

すしなお、この第四条の二項で、証

明書を持ってとなれば登録をいたしま

せんといふことになつております。

ございまして、ただいま御質問の、道

路上を保管場所等に使ってはいけない

といふ条文につきましては、やはり附

則で一年という猶予期間が置いてあり

ます。しかし、これにつきましては、所管の

ほうの警察庁のほうから説明すること

にいたします。

○政府委員(鶴見誠美君) この法律

は、五条関係は公布の日から起算して

一年を経過した日から施行されるわけ

です。施行は、つまり公布の日から起

算して一年たつてから施行されますが、

それから実際に第五条が適用されるに

つきましては、附則の第二項で、政令で

その地域を定めるというふうになつ

ております。つまり一年たつてから施行され

ます。つまり一年たつてから施行されま

すが、そのたゞぐに第五条の規定が適用

されるというではないし、政令で地

域を指定しなければならぬ。ところが、現在の交通事情から見て早急にやはり指定しなければならぬといふんですね。ですから、どうも交通関係の法規といふものは実行のできない法規が次から次出でくるんですね、実行のできない法規が。そういう傾向があ

るような気がするんですよ。ですから、これは私は反対じゃありませんけれども、ずっと読んでいく、頭の中

たなければならぬ。それから道路上を車の置き場所に使用しちゃいかぬと、そこで道

路を使用した場合に罰金を取られる

ことになつて、この場所は政令で指定される

のでしよう、その場所、区域は、その

繁華街であるので、この附近に道路

上に駐車してはいかぬということにな

れば、自然に置き場所をほかに考えな

ければならない。そういう場所を作る

場合に、一年間の期間でできるかどう

か私は非常に疑問に思うのですね。お

金を幾ら出しても買えないものは買え

ない。一年間で、大体めどはつきます

か。

○政府委員(小平久雄君) しかしながら

全部一年で全域にわたつてと、こ

うことでございませんで、地域は

また指定するわけでござりますから、何と

申しますが、その指定が、一年たつたときに、何と

申しますか、地域を全部指定するわけ

ではありませんが、地域の指定があつて、政府が

もこれに協力をして、そうして本法が

施行されても差しつかえないといつた

大体の、あるいは地域を指定しても差しつか

ない、そういう時期においては、大体の、

指定をいたすといつたことになりますが、大

体の、あるいは地域を指定しても差しつか

ない、そういう時期においては、大体の、

指定をいたさないといつたことになりますが、大

体の、あるいは地域を指定しても差しつか

ない、そういう時期においては、大体の、

して、これに対応する措置もやはり考えなければならぬと思う。政治というものは、法律だけを作つて、この法律どおりにやれということだけじゃ、私は政治というものはまずいと思う。

で、今の私の質問は、そういう点を中心配したからお尋ねしたんですけれども、本来ならば、そういうことがありますので、政府としては、こういう措置をして、こういう工合にしてといふ、そういうことをあわせて説明してもらわなければならぬと思うんですねけれども、どうも少し所管官庁が方々に分かれているせいか、あっち見たり、こっち見たりして答弁されておりますけれども、どうもそういう点が心配になるんですよ。それで先ほど木村局長の説明の中にも、一つの間違いがあると思うのですよ。というのは、車庫といふものは、自分の、所有者の近所に作らなきゃならぬことはないのです、車庫といふものは、木村局長は、先ほどその地域内において車庫を持たなきゃならぬという、こういう説明がございましたけれども、地域内じゃなく、車庫を持つというのには、商店は繁華街にあっても、車の置き場というのはずっと向こうにあります。たゞ不便なだけなんですね。だから地域内において車庫を持つといふ、こういう表現になつてくると、また問題になつてくる。これは言葉じりをとらえるわけじゃありませんけれども、この点については、ただ国

有地を開拓するんだ、資金を融資できませんをするんだ、これもやつてもらわ

なければなりませんけれども、それだけでは解決つかないものがあると思うのです。これは閣僚懇談会でおやりになりましたが、こういうことをおやりになる所管官庁はどこですか。

○政府委員(小平久雄君) 今先生が御指摘のようなお話も、閣僚懇談会では再三出ました。で、実はそういう点も考えあわされまして、閣僚懇談会にも大蔵大臣、通商産業大臣にも御参加をいたしました。で、実はそういう点も考えあわされまして、閣僚懇談会にも点につきましては中小企業庁のほうで、中小企業に対する影響等についても、若干の調査もあるようでございます。このことにつきましては中小企業庁のほうにおきましても、大蔵大臣等も、そういう施策はぜひ強力に進める必要があるだろう、こういうことで、具体的にどういしからば手を打つべきかといふことを、目下主として大蔵省、通産省の間で、ただいま事務的に打ち合わせをしていただいている、こういう事情に相なつております。

○大倉精一君 五月一日の日経に、都内の交通緩和に国有地を駐車場にするという政府第一次案をまとめたという記事がありますが、これは明日ですか、八日の日の閣僚懇談会に譲って実施をする、こういうことで駐車場、それを繁華街なり交通混雑、ひんぱんに道路ですね、あるいは遊園地というものがずっと書いてあります。こういうものもけつこうですけれども、要するに繁華街なり交通混雑、ひんぱんに道路におけるところの駐車場あるいは車庫を持つと、こういう世話をするとか、そういう何といいますか、めんせんをするんだ、これもやつてもらわ

なければなりませんけれども、それだけでは解決つかないものがあると思うのです。これは閣僚懇談会でおやりになりましたが、こういうことをおやりになる所管官庁はどこですか。

○政府委員(小平久雄君) 今先生が御指摘のようなお話も、閣僚懇談会では再三出ました。で、実はそういう点も考えあわされまして、閣僚懇談会にも点につきましては中小企業庁のほうで、中小企業に対する影響等についても、若干の調査もあるようでございます。このことにつきましては中小企業庁のほうにおきましても、大蔵大臣等も、そういう施策はぜひ強力に進める必要があるだろう、こういうことで、具体的にどういしからば手を打つべきかといふことを、目下主として大蔵省、通産省の間で、ただいま事務的に打ち合わせをしていただいている、こういう事情に相なつております。

それで問題は、商店街に対する影響なんですが、私のほうでとりあえず急急的に、サンブル的に東京都の代表的な小売りの商店街、それから間屋さん関係、これの実情を調査していくことで、私は法案の作成の過程から、いろいろ中小企業の面からの要望をして参ったわけでございます。それで中企業に対する影響というのは、大きく分けますと、二つ考えられるわけですが、こういう法律が施行されると、一般的の自動車に対する需要が減退して、自動車のいわゆる下請関係をやっている中小企業の仕事が減るんではなかろうかという問題、それからもう一つは、現在問題になつてます。これらがどうなるか、この二つの問題があつたらいいか、中小企業者は、私たちは車庫を作るところがありませんが、何とかなりませんかという相談をいたしました。で、地元指定をお願いしたいといふことでも、地域指定をお願いしたいといふことは、大ざっぱに申し上げますと、なるほど一部には、そういう需要の減退、このことには、中小企業者が使っております三輪車とか、あるいは軽四輪、こういったものについて需要の減退があるかも知れませんが、総体としては、来年度になりますと、金融の問題、該業種を所管しておられる官庁のほうで、めんどうを見るということになると、思いますが、中小企業の一般というこのことになりますと、金の問題、車の総体の自動車の生産の見通し、需要の見通しは今年を相当上回ることになつておりますと、そういう関係から、今、生産関係に及ぼす影響といふことは、大したことはないのではないかといふふうに思つておるわけがあります。

それで先ほど先生の御指摘の、この窓口ということになって、いろいろお世話をやくような機関になっておるわけでございます。

それで先ほど御説明のように、そういうふうに思つておるわけですが、これは先ほど御説明のように、そういうふうな格好で指定をしていくかといふことで、今後政令の段階で、どういうふうな格好で指定をしていくかといふことで、地元指定をお願いしたいといふことになりますと、十分われわれの意見も聞いていただきようにしてほしいといふふうに思つておるわけですが、このことについてお聞きたいと思います。

懇談会のほうで、せっかく御検討願つておる、こうしたことなどございます。その三点と申しますのは、一つは、何といっても中小企業は資金力がないものでござりますから、自分で車庫を持つなんということはなかなかむずかしいということで、非常に安い料金で駐車できるような公共の駐車場の設置を促進していただきことをぜひ考えていただきたい、これが一点でございます。

そういうことが、やはり一番大きな問題になつておりますので、この点につきましては、国有地あるいは公有地等の払い下げあるいは貸し下げをひとつ、優先的にお願いしたい。

それから、その次に何といつても資金が相当かかりますので、この資金につきましては、中小企業関係の政府機関でございます中小企業金融公庫あるいは商工中金から、できるだけめんどうを見てほしいということを、これは

ことを私は考えるのですが、それはひとつ皆さんのはうで、十分遺憾のないようにしてもらうとして、今三つの要望を出されましたけれども、この要望に従って、先ほど申しましたように、三十日の日に東京都と警視庁、行政公署の三者で協議をして、そして駐車場を十二ヵ所、道路を三ヵ所、遊園地を一ヵ所、大体こういうように決定されているようです。そこで大蔵省が来ていていると思うのですが、土地の問題、

○大倉精一君 できるだけじやなくして、國有財産の処理につきましては、國有財産法というのがございまして、いろいろの制約があるわけでございます。これが、はたして今の御要望にあうかどうかということについても、さらに詳細な検討をしてみなければならぬのかどうに考えておりますが、根本的には、この方針にできるだけの御協力をしたいという態度についてはきまつております。

ますならば、やはり力を入れまして持つていかなければならぬ。もちろん、今ままの体制でも、かなり苦労いたしておりますので、もつと力を充実しなければならないということは、私どもも考えてゐるわけでございまして、また、その意味におきましても、期間もありますので、どうすれば充実できるかということを、政府の機関におきましても御検討いただいているような状況でございます。

つなぎとして、たとえば公園とか遊園地だとか、そういった公共用の施設を夜間に限って一時的に開放していくだく、これは文部省、厚生省等で御検討いただいておるはずでございます。そういうことで、一時的につなぎとして開放していただきたいれば、三ヵ月後に四条の規定の適用がございましても、常置場所として、そこを書いていけば登録がえがしていただけるというふうに考へておるわけでございます。

もう一点は、商店街でも、たいがい中小企業の組合法に基づく協同組合というものを作っておりますが、こういった組合の協同施設として何らかの格好において駐車場を作つていただく。現に横山町の間屋街でも、そういったような計画を持つておるわけでございまが、それを作りやすいようにするため、今御指摘のように土地の入手難

でひとつ考えようじゃないかといふことと、これから先の問題でござりますが、関係方面と折衝をやつております。ただ時間的に余裕がなかつたものでござりますから、一体実質的にどれくらいの計画があり、どれくらいの資金量が必要であるか、といったデータが今のところまとまっていないのであります。これは一年間という期間でござりますので、目下全国的にその調査をやろう、こういうことで計画を進めておりますので御了承願いたいと思います。

○大倉精一君 そういう万般の問題が出来ると思うのですが、やはり世話をすることはどこだ、こうなつくると、私はまず法律案を出した役所——運輸省ですね。やはりこれは運輸省というものが仕事の窓口にならなければならぬと思う。一応は、運輸省がそういうようなものもお世話をせんなんらん

に都と警視庁、三者でもって国有地の未利用の分についての、駐車場にこれを利用する案というのが提示されました。大蔵省の意見も求められましたので、私もこれにお答え申しておきました。もちろん駐車場の設置は非常に急を要する問題でございますので、国有地がもしこれに利用できるということであれば、大蔵省としては、できるだけの御援助をするということについでは根本的な反対はないのでございまして、す。ただ具体化にあたりまして、現在の国有地としてあげられておりますところは、非常にたくさんのお部分が、実際まだ行政財産として官庁が使っておられるところが多いのでござります。これが一つ残っております。それから各國

思うのです。これはひとつぜひとも、そういうふうにやってもらおうようになつておきます。
それから富永さんおいでになりますからお伺いしますけれども、またこれによつて、警察の仕事はよけいふえるのですが、今の警察の人員でやれますか、これ。
○政府委員(富永誠美君) 今、交通警察の仕事は非常に多忙なわけでござります。それで、いろいろ交通の専務員ばかりではなくしに、外勤員なりあるのは機動隊員なりの力を借りて、交通の整理なり取り締まりなり、あるいは新たた交通規制の確保なりやつてゐるわけですが、こういった駐車違反のほかに、新しい仕事も加わりますと、けでございますので、かなり力のとどめることは事実でございます。しかる私どもとしましては、もし法律が通り

うして、これもまた駐車禁止しなければならんという工合に、相当急速に、そういう区域があえていくと思うのでは、道路も。でありますから、これは警察の仕事というのは膨大になると想うのです。ですからこれができますもの、はたして駐車禁止なりその区域なりといふものを、法律どおりにきちんとやらせるということができるかどうか、私は非常に疑問に思うのです。ですから、法律違反をどんどん作つて、駐車違反、法規違反を製造するような法規になっちゃ困るのです。そういう点については、私は非常に危惧を持つているのですけれども、これはひとつ、万全な対策を立ててもらわなければならぬと思います。

それから、技術的に、はたしてこれで一体やれるかどうかという疑問があるので、たとえば第五条に、道路上反りの言葉を借りれば、

中華書局影印
卷之三

[View all posts by admin](#) | [View all posts in category](#)

ことを私は考えるのですが、それはひとつ皆さんのほうで、十分遺憾のないようにしてもらおうとして、今三つの要望を出されましたけれども、この要望に従つて、先ほど申しましたように、三十日の日に東京都と警視庁、行政管理庁の三者で協議をして、そして駐車場を十二カ所、道路を三カ所、遊園地を一ヵ所、大体こういうよう决定されています。そこで大蔵省が来ていると思うのですが、土地の問題、融資の問題、こういう問題について、この法律案施行に関連をして、ひとつ大蔵省の意向なり心が見えといふものをお聞かしてもらいたい。

有財産の処理につきましては、国有財産法というのをございまして、いろいろの制約があるわけでござります。これが、はたして今の御要望にあうかがどうかということについても、さらには詳細検討をしてみなければならぬ、かのように考えておりますが、根本的には、この方針にできるだけの御協力をしたいという態度については、きまつております。

○大倉精一君　できるだけじゃなくて、万全の協力をしてもらわんと、へど、制度は罰金をとられるわけですから、この法律ができるといふと、たいへんです。ですから、これは大蔵省のほうでも、あまり法規にがちがちにこだわるなんど、この法律に即応して早くこういう措置ができるようによく協力してもらおうなど、これは一般が迷惑するところと、この法律に即応して早くこういう措置ができるようによく協力してもらおうなど、この法律に即応して早くこういう措置ができるようによく協力してもらおうなど、

ますならば、やはり力を入れまして、いざいざの状況でござります。それで、このままの体制でも、かなり苦労いたしますので、もつと力を充実しなければならない、ということは、私どもも考へておるわけでございまして、また、その意味におきましても、期間もありますので、どうすれば充実できるかということを、政府の機関でございましても御検討いただいているような状況でございます。

○大倉精一君 検討しているうちに、事態はどんどんどんどん進んでいくと思うのですが、特に私は駐車禁止区域を指定して、その現状で仕事の量をかかるというと、これは少し狂っていくのではないか。というのは、駐車禁止区域なり道路を指定すれば、今度は横断へ入って、どんどん駐車していく。そ

て過度のほ誠を　まに失　よ　努力すべ

に十二時間以上駐車しちゃいかんと書いてあるのですけれども、一体、何時から駐車しているということを、だれが見ているのですか。十二時間という時間は、だれがどういう工合に計算しますか。

たつたかどうかということを見分ける
以外に方法がないというふうに考えて
おる次第でござります。

○大倉精二君 これはひとつ、十分に
運用に気をつけてやつてもらいたいと
思ひます。これは必ずがしこくや

れば、いろいろな欠陥が次から次に出でてくると思ひますから、これは実施をして、その状況によつて逐次やはり直していかなければならぬ。あるいは改善しなければならぬ。そういう用意はおありになるのですか。

交通対策本部の本部長は、各省に対する命令したり何かする権限はないのですから、連絡調整の役目だと思いま
す。だから、そういうことでは、この法律は混乱を招くおそれがあると思うのです。そういう点について大臣とく

この区域がきまつていいかないと、いわゆる密にいたしまして、少なくとも運輸省の所管でござりまするから、私のほうも十分この点には配慮をいたしましては、新しく登録する際には、運輸省の所管でござりまするから、私のほうも十分この点には配慮をいたしました。

○政府委員(高木誠美君) お説のとおりに、駐車問題というのは、どこも非常に苦しんでいるわけでございます。したがつて御指摘のとおりに、主要幹

ば、同一場所にですか、ときどき

○政府委員(小平久義君) 先生の御指摘のように、本法を現実に施行いたしました場合に、いろいろな問題が惹起するのではないかと思います。した

配慮してもらいたいと思いますが、考え方がありましたら、この際、若干お聞かせ願いたいと思います。

いたしまして、そうして関係各所と連絡を密にしながら所期の目的を達成するよう努力をして参りたい、かようと思つております。

線の駐車禁止を確保しようとしますれば、裏通りに入る。眼下、この次にはことは、またこれも事実でございますが、今御質問の、十二時間ずっと継続して駐車しているかどうかということを、どういうふうに見分けるかという御質問でございますが、まあ一般的に申しますれば、私どものほうもせつかり努力いたしておりまして、あるいは御期待に沿えないかもわかりませんが、夜、大体同一地点で、どういう番号の車がいつも道路の上でとまっておるという状態はそれぞれ一線でずっと見ておるわけでございます。リストも作っておるわけでございまして、大体道路を保管場所として使っておられるのじゃなかろうかという現状はある程度把握はできてるわけでございますけれども、また今後も把握しなければならないと思うわけでございます。ただ、御指摘の十二時間という場合、つまる第五条の第二項のはうでございますが、これは一回限りでもいいといふわけでござりますので、相当見分けなのに技術的にむずかしい問題があると思います。したがって非常に長くとまっておるなあということを気づいたときにチェックするなりして十二時間といふ点について、一応こういふことは必要だと思って、私はいろいろお尋ねしましたけれども、一年間で、なかなか適当な車の保管場所を見つけるなどということは不可能じゃないかと思う。そういう点について、この法律といたしましては私は非常に疑問を持っておられる。がしかしながら、現在の交通事情からいって、一応こういふことは必要であるということを認めますから、私は賛成しますけれども、これは実施するといふ点についても、やむを得ないといつて、実際問題として、国でどういう規を作ったのだが、国でめんどうをしてくれないので、やむを得ないといつた場合もあると思います。それにもかかわらずどんどん罰金はとられていいく、こういうことになると思います。ありますから、いうならば、この法律がでてきて、一年たつても車庫がない者は車を持つちゃいけない、はっきりいって車を持つちゃいかぬということになる。でありますから、そういう点は車を持ちやいけない面でありますので、そういう点についての配慮といふものも当然取り締まりの面で必要だと思って、私はいろいろお尋ねしましたけれども、一年間で、なかなか適当な車の保管場所を見つけるなどということは不可能じゃないかと思う。そういう点について、この法律といたしましては私は非常に疑問を持っておられる。がしかしながら、現在の交通事情からいって、一応こういふことは必要であるということを認めますから、私は賛成しますけれども、これは実施する

かって、これは法に基づいて取り組まざるといふことももちろん必要だらうと思いますが、一面におきましては、自動車を持っておられる方は、いろいろな関係で団体等にも属しておられますが、したがつて各種の団体を通じての啓蒙、指導というようなことにも、十分意を配つて参りたいと思います。また実施の晚において、いろいろ不都合な点等が起きますならば、関係各省とも十分打ち合わせをいたしまして、実情になるべく沿うよう、これを改めていくことは当然であろうと思つております。

○大倉精一君 これは小平長官に要望し、また所見をお伺いするのですが、今いろいろお尋ねして御答弁をいたしましたように、特にこれは中小企業商店並びに日本の産業経済上、非常に重要な地位を占めている自動車産業、これらに対する影響というものは相当私は大きいと思います。自動車の売れ行き等については、これは先ほど御説明がございましたが、諸外国の例を見て、も、交通規制によって売れ行きが減ったという例はあまりないと思いますが、外国と日本とは違いますけれども、日本の場合においては、やはり影響があると思わなければならない。こうした点について長官のほうにおいては、関係方面に遺憾ないような措置を十分とつてもらいたい。それには及ぼすところの影響を仔細に検討して、事前に遺憾ない対策を立ててもらいたい。これが必要だと思いますが、これに対する長官の御所信を承つておきたいと思います。

あらうと、私どもも気持としてはさよに思つてゐるのですが、なにしろ現下の交通事情が、このような状況でござりますので、考え方によつてはまあ逆ということになるかもしませんが、やむを得ずこういう法案を御提案申し上げたわけでございます。

したがいまして、先生の御指摘のよう、各方面に及ぼします影響等につきましては、今後も対策本部において事務的に、あるいは閣僚懇談会を通じて政治的にも十分配慮をいたして遺憾なきよういたして参りたいと、かよううに考えております。

○大倉精一君 最後に念のためにお尋ねをしておきたいのですけれども、予想される政令のプリントをいただきま

す。その中に入るものと考えております。

○中村正雄君 私この法案をいただいて、道路使用の適正化及び道路交通の円滑化ということについて、何らかの措置を講じなくちやいけないのじやないかということはもう世論であり、だれしも異存がないと思いますが、ところがこの法案いただきましたので、内々検討してみますと、内容を

一々検討してみますというと、非常に与えます影響、あるいはまたこの法

律を実施するについて、国が使います

したが、そのうち第五条関係で例外的なものの規定がありますけれども、そ

のうちで二の「防疫業務のため使用する

防疫用途自動車」の中に、お医者さんの車が入っているかしないかとということ

と、それからもう一つ、「テレビ中継車」、こういう中に、広い意味の報道関係といふものが入っているかどうか、

この二点について、念のためにお伺いをしておきたいと思います。

○政府委員(富永誠美君) 政令で定め

る特別の用務を遂行するために必要な

場合、それから政令に定める場合と二つあるわけございますが、最初の、防

疫業務のために使用する防疫用途自動

車の中にお医者が入つておるかどうか——医者の使う車が入つておるかどうか——あるいは三番目のテレビ中継のため使用するテレビ中継用自動車に報道関係が入つておるかどうか

かという点でござりまするが、防疫の

場合でござりまするので、そういった

お医者の使われる場合も大体含まれておるというふうに解釈されます。それから三番の報道の場合に、こういう場合もあり得るのじやないかと思いま

す。その中にに入るものと考えております。

○中村正雄君 私この法案をいただいて、道路使用の適正化及び道路交通の円滑化ということについて、何らかの措置を講じなくちやいけないのじやないかということはもう世論であり、だ

れしも異存がないと思いますが、ところがこの法案いただきましたので、内

容を一々検討してみますというと、非常

に与えます影響、あるいはまたこの法

律を実施するについて、国が使います

したが、そのうち第五条関係で例外的なものの規定がありますけれども、そ

のうちで二の「防疫業務のため使用する

防疫用途自動車」の中に、お医者さんの車が入つておるかしないかと

いう印象を、検討して受けたわけなん

です。

それともう一つ、もっと大事なことは、法律できめておいて、守らなくて

もいいという法律を作る印象を受ける

わけなんです。ちょうど壳春禁止法と

同じようなざる法規的な印象を私はこ

れません。ちよどく壳春禁止法と

おなじ法律の内容から受けれるわけなん

であります。したがって、衆議院でどういうふ

うに審議されたか、そういう点について

一応会議録を取つてみたわけですね

けれども、ほんとまあそういう点について審議らしい審議はいたしておら

ないというので、これはえらい法律だ

と、こういう感じを受けておるわけなん

です。先ほど大倉君から質問されて

おりまして、まだ明らか答弁も出て

おりませんが、たとえば第一に、この

法律を今後三月なり一ヵ年という一つ

の猶予期間を設けておりますが、それ

を実施するについて、一体責任官庁は

どこか、三つも四つも関係省があると

思いますが、しかしやはりこの法律を

施行するについて出しておりますの

は、おそらく運輸省であります

し、当該運輸委員会にかかるお尋ね

でありますから、運輸大臣が責任をもつ

て、この法律の実施の準備をするのか

どうか、これをひとつ先にお聞きした

いと思います。

○中村正雄君 そうしますと、運輸大

臣にお尋ねしたいのですが、バスであ

ろうとトラックであらうと乗用車であ

らうと、営業する場合は、これは免許

事項になつておるわけです。したがつ

て、営業を免許する場合は、すべて免

り上げますと、この法律は、現在のい

わゆる行政機構から申しまして、所管

事項がそれぞれ分かれていますので、

先ほど来申し上げましたように、各

省にまたがつております。したがいま

して、それぞれの条文に規定してあり

ます事柄を所管しております官庁にお

きまして、相互に連絡を密にしながら

実施していくという建前をとらざるを

あります。

○中村正雄君 いたしました資料に

ついて、ちょっと運輸大臣にお尋ねし

げられておりますが、あるいは認可、

あるいは免許のときには、ここに掲げられており

ます、事業用の車として駐車台数が掲

示されていますが、ここに掲げられており

る事情が変わりますので、そのつど現

地を監査するということも困難でござ

りますので、あるいは中に目を盗んで

あります。

○中村正雄君 いたしました資料に

ついて、ちょっと運輸大臣にお尋ねし

げられておりますが、あるいは認可、

あるいは免許のときには、ここに掲げられており

ます、事業用の車として駐車台数が掲

示されていますが、ここに掲げられており

る事情が変わりますので、そのつど現

地を監査するということも困難でござ

りますので、あるいは中に目を盗んで

あります。

○中村正雄君 いたしました資料に

ついて、ちょっと運輸大臣にお尋ねし

げられておりますが、あるいは認可、

あるいは免許のときには、ここに掲げられており

ます、事業用の車として駐車台数が掲

示されていますが、ここに掲げられており

る事情が変わりますので、そのつど現

地を監査するということも困難でござ

りますので、あるいは中に目を盗んで

あります。

○中村正雄君 いたしました資料に

ついて、ちょっと運輸大臣にお尋ねし

げられておりますが、あるいは認可、

あるいは免許のときには、ここに掲げられており

ます、事業用の車として駐車台数が掲

示されていますが、ここに掲げられており

る事情が変わりますので、そのつど現

地を監査するということも困難でござ

りますので、あるいは中に目を盗んで

あります。

○中村正雄君 いたしました資料に

ついて、ちょっと運輸大臣にお尋ねし

げられておりますが、あるいは認可、

あるいは免許のときには、ここに掲げられており

ます、事業用の車として駐車台数が掲

示されていますが、ここに掲げられており

る事情が変わりますので、そのつど現

地を監査するということも困難でござ

りますので、あるいは中に目を盗んで

あります。

○中村正雄君 いたしました資料に

ついて、ちょっと運輸大臣にお尋ねし

げられておりますが、あるいは認可、

あるいは免許のときには、ここに掲げられており

ます、事業用の車として駐車台数が掲

示されていますが、ここに掲げられており

る事情が変わりますので、そのつど現

地を監査するということも困難でござ

りますので、あるいは中に目を盗んで

あります。

○中村正雄君 いたしました資料に

ついて、ちょっと運輸大臣にお尋ねし

げられておりますが、あるいは認可、

あるいは免許のときには、ここに掲げられており

ます、事業用の車として駐車台数が掲

示されていますが、ここに掲げられており

る事情が変わりますので、そのつど現

地を監査するということも困難でござ

りますので、あるいは中に目を盗んで

あります。

○中村正雄君 いたしました資料に

ついて、ちょっと運輸大臣にお尋ねし

げられておりますが、あるいは認可、

あるいは免許のときには、ここに掲げられており

ます、事業用の車として駐車台数が掲

示されていますが、ここに掲げられており

る事情が変わりますので、そのつど現

地を監査するということも困難でござ

りますので、あるいは中に目を盗んで

あります。

○中村正雄君 いたしました資料に

ついて、ちょっと運輸大臣にお尋ねし

げられておりますが、あるいは認可、

あるいは免許のときには、ここに掲げられており

ます、事業用の車として駐車台数が掲

示されていますが、ここに掲げられており

る事情が変わりますので、そのつど現

地を監査するということも困難でござ

りますので、あるいは中に目を盗んで

あります。

○中村正雄君 いたしました資料に

ついて、ちょっと運輸大臣にお尋ねし

げられておりますが、あるいは認可、

あるいは免許のときには、ここに掲げられており

ます、事業用の車として駐車台数が掲

示されていますが、ここに掲げられており

る事情が変わりますので、そのつど現

地を監査するということも困難でござ

りますので、あるいは中に目を盗んで

あります。

○中村正雄君 いたしました資料に

ついて、ちょっと運輸大臣にお尋ねし

げられておりますが、あるいは認可、

あるいは免許のときには、ここに掲げられており

ます、事業用の車として駐車台数が掲

示されていますが、ここに掲げられており

る事情が変わりますので、そのつど現

地を監査するということも困難でござ

りますので、あるいは中に目を盗んで

あります。

○中村正雄君 いたしました資料に

ついて、ちょっと運輸大臣にお尋ねし

げられておりますが、あるいは認可、

あるいは免許のときには、ここに掲げられており

ます、事業用の車として駐車台数が掲

示されていますが、ここに掲げられており

る事情が変わりますので、そのつど現

地を監査するということも困難でござ

りますので、あるいは中に目を盗んで

あります。

○中村正雄君 いたしました資料に

ついて、ちょっと運輸大臣にお尋ねし

げられておりますが、あるいは認可、

あるいは免許のときには、ここに掲げられており

ます、事業用の車として駐車台数が掲

示されていますが、ここに掲げられており

る事情が変わりますので、そのつど現

地を監査するということも困難でござ

りますので、あるいは中に目を盗んで

あります。

○中村正雄君 いたしました資料に

ついて、ちょっと運輸大臣にお尋ねし

げられておりますが、あるいは認可、

あるいは免許のときには、ここに掲げられており

ます、事業用の車として駐車台数が掲

示されていますが、ここに掲げられており

る事情が変わりますので、そのつど現

地を監査するということも困難でござ

りますので、あるいは中に目を盗んで

あります。

○中村正雄君 いたしました資料に

ついて、ちょっと運輸大臣にお尋ねし

げられておりますが、あるいは認可、

あるいは免許のときには、ここに掲げられており

ます、事業用の車として駐車台数が掲

示されていますが、ここに掲げられており

る事情が変わりますので、そのつど現

地を監査するということも困難でござ

りますので、あるいは中に目を盗んで

あります。

○中村正雄君 いたしました資料に

ついて、ちょっと運輸大臣にお尋ねし

げられておりますが、あるいは認可、

あるいは免許のときには、ここに掲げられており

ます、事業用の車として駐車台数が掲

示されていますが、ここに掲げられており

る事情が変わりますので、そのつど現

地を監査するということも困難でござ

りますので、あるいは中に目を盗んで

あります。

○中村正雄君 いたしました資料に

ついて、ちょっと運輸大臣にお尋ねし

げられておりますが、あるいは認可、

あるいは免許のときには、ここに掲げられており

ます、事業用の車として駐車台数が掲

示されていますが、ここに掲げられており

る事情が変わりますので、そのつど現

地を監査するということも困難でござ

りますので、あるいは中に目を盗んで

あります。

○中村

いうふうな結果、車庫がないために路上に放置せざるを得ぬというのも、あるいはあろうかと思います。この点につきましては、特に今回の法律が実施されるような機会に、事業者の反省を促すつもりでございますし、なお監査等も、一般的に厳重にやりまして、車両の保管場所を規則どおり持っていない者に対しましては、改善措置あるいは道路運送法によります制裁等も厳重にやって完補いたしたい、かように考えております。

かららしむるということは非常に困難なことでございまして、現在の要員をもちまして、しおちゅう監査を励行して、監査によつて違法状態をなくするといふことの完璧を期するということは非常に困難だらうと思ひます。が、現在の要員の限りにおきまして、できる限りの努力をいたしまして、監査は励行いたしたい、かように考えております。

○中村正雄君 法の第三条の点です。が、「自動車の保有者は、道路上の場所を確保しなければならない。」所以外の場所において、当該自動車の保管場所を確保しなければならない。これは、三ヵ月たてば、この法律は効力を発して、これは全国の自動車の保有者が法律によつて、こういふ義務づけを受けるけれども、この法律は守らなくてもいいという実情になっておると思うのです。罰則のあるところは、これは守らなければ、罰則の適用を受けるから守るけれども、それ以外は守らなくていい、守らない国民がいる、これは何ら強制する方法はなし、こういうことになるわけで、しかも守らなければいけないという自動車の保有者といふものは、自動車を持つてゐる人の一、おそらくどういう地域が指定になるか知りませんけれども、ほんの一的部分にしかすぎない、こう思うわけなんですが、そうすると、第三条は、法律はできたけれども、守らなくていいという法律になつてくる、こゝう思うのですが、運輸省はどうお考えになります。

に、道路上を保管場所等に使って交通の障害を起こすことを排除しようというのが根本的なこの法律のねらいでございます。そこで、路上を保管場所等に使うことを排除するうらはらの関係に立ちまして、そういうもののうち道路外に車を保管する場所すら持たないために、そういう現象があるということもあっては、保管場所を路外に持つことはどうしても必要であるという議論になるわけでござります。したがいまして常識的に言いまして、およそ車を持つぐらいな者は、当然その車を保管する場所を道路外に持つべきではないかという道義論があるのでございまが、これを道義論のままに置いておいたのでは、道路の混雑緩和の助けにはならないということから、一応道德的な義務づけ、あるいは常識的な義務づけを法律上の義務として、国民の総意によりまして、およそ車を持つ者は、道路外に保管場所を持つべきであるということを宣言いたしまして、そうして道徳的ないしは常識的な義務というものを法律上の義務に一応固めることによりまして、良心ある国民の心に訴えて、罰則はなくとも、努めて自動車の保有者はそういった保管場所を持つようにしたいというのがねらいでござります。御指摘のとおり第三条には罰則の規定はございません。で、これに罰則をつけるということになりますと、罰則をつけて国民に強制する公共の福祉は何であろうかというふうなことから考えますというと、やはり道路の混雑緩和ということが、その対象として出てくるわけでございます。したがいまして、道路の交通混雑緩和の必要上、路外に車庫を持つことを義務づ

け、これに違反する場合には罰則をもつてこれに臨もう、あるいは不利益をもって、これに臨もうというふうな場合には、やはりそれだけの混雑緩和の必要のある地域でないと均衡がとれないのではないかからかということから、第三条は、全般的な一般的な国民の良心に訴えて、これを守っていたたゞという趣旨で、第三条を設けたのでございまして、罰則あるいは不利益の処分を伴います点につきましては、第四条におきまして、これは規定いたしました。この第四条は第五条あるいは第六条と一応相対する関係において第四条があるというふうな考え方にして、第三条を作ったような次第でございます。

拠になると思うわけなんです。したがって道路上の同一場所に十一時間五十九分前であれば、これは駐車であると、十二時間こえた場合には、これは一応保管場所として使用しておると、こう見られると思うのです。夜間では、七時間五十九分と八時間といふことが、一つの限界になつてくると思う。そういたしますと、結局この法律ができて道路の交通緩和ということに、どれだけ役立つかといふ点について、警察庁のほうでは、どういう見通しを立てになつておりますか。

○政府委員(富永誠美君) この法律は、先ほど運輸省の自動車局長の説明もあつたと思いますが、交通の混雑緩和の点のお話がありましたが、そのほかに、道路というものを私物的を使っちゃいけないという考え方も、実はあります。

それで、第五条の場合におきましては、一項二項、ちょっと説明さしていただきますと、一項は、「道路上の場所を自動車の保管場所として使用してはならない。」こういうことであるわけですが、つまり道路上を、自動車を使用しない場合において、いつも反復継続して道路を保管場所として使うことが禁じられているわけでござります。おそらくこれは道路混雑の緩和と、それから道路は、そういうふうに私用的に使っちゃいけないという意味も入つておると思うわけでござります。ただ第二項になりますと、これは引き続いて「一時間以上駐車する」ような行為あるいは夜間同一の場所へ八時間以上駐車するという場合においては、先ほど申し上げましたように、これは一回限りでも実はいけな

いわけでござります。しかしながら、だから十一時間五十九分はどうかと今おっしゃられましたが、それは、この法理論的にいうとよろしいわけになるわけでございますが、十二時間以上引き続いて同一場所に駐車する場合においてはいけないということをございまして、こういった長時間にわたる駐車は、普通のいわゆる駐車とは認めがたくて、いわば道路上の場所を自動車の臨時保管場所的な状態で使用しているものであるというふうな意味で実は禁止になつてゐるわけでござります。若干一項と二項と違つてあるわけでございますが、それで、まあこれではたして道路混雑の緩和に、どれだけ役立つかという点でござりますが、先ほど申し上げましたように、この法律が道路混雑緩和ばかりでなしに、道路をそういうものにしちゃいかぬのじやないかという考え方も入つておるわけでございますが、さしあたり交通の混雑の面からいいますと、まあしょっちゅう、現在の法律でいいますと、たとえば住宅街あたりで、自動車が夜間とまっておる場合におきまして、その余地が、自動車をとめた場合に三・五メートル以上あれば、一応よろしいことになっておるわけでござります。一般には、それがけしからぬというわけで、警察何をしておるかというふうにお小言を食らつておるわけでございますが、今のところは、そういった余地があるべきよろしいということになりますが、今度は、しょっちゅうそこに継続して車を置いておくことがいけないというわけで、今まで三・五メートルの余地がかりにあつた場合にはよかつたものを、いけないというふう

になるわけでござりますから、そういった場合は、混雑の緩和、あるいは夜ばかりでなしに昼間の場合もございましょうが、そういったものになるんじやなからうか、あるいはまた、「何人も、次の信号に掲げる行為は、してはならない。」とありますので、第一項で「何人も、道路上の場所を自動車の保管場所として使用してはならない」とありますので、かりに自動車の修理工場あたりを見ますると、修理工場のほうの方が、そこに置けと言われなくとも、持ってきたお客様が、場所がないというわけで置いて帰られるというふうな状態がたりにあるとしますれば、これもやはり道路を、そういうた保管場所として使つておる——何人でも——ございますので、必ずしもその自動車を持っている所有者やら使用者ばかりじやございませんので、そういういた状態も、これもいけないということになりますので、その面において、交通の混雑の緩和は期待できるんじやなからうかというふうに考えております。

りますけれども、夜間の交通とは非常に少ないわけですから、一番われわれが交通が混雑して困るというのでは、やはり屋間であり、繁華街なわけですね。したがって、そういう住宅地のいわゆる個人感情の問題よりも、ほんとうの交通の混雑緩和をしようと、いうのは、やはりそういうところよりも、交通ひんぱんな時間、あるいは交通ひんぱんな場所が問題になるだろうと思います。そうなりますと、この法律でいきますれば、少なくも現在よりは、何ら緩和にならないと思うのですね。今おつしやいました第五条の適用によって、いわゆる駐車時間の問題、これを十二時間とか八時間とかいうことによって、これを越えた場合はいけないという、これを越えた部分は、これは禁止されますから、緩和になると思うのです。それからまた道路上の場所を、自動車の保管場所にするという場合は、これはおそらく日中はそういう場所は、これはおそらく日中はそういう場所だらうと思うのですね。したがって日中の場合は、これはやはり駐車のほうで、一応現在でもやっていると思うのです。したがって、夜間についても、私はそう交通は混雑しておらないと思う。また第四条によつて、現 在持つてゐる人については、何ら関係ないわけですから、むろん三条で義務づけはいたしておりますけれども、これはいわゆる制裁のない義務づけであつて、その所有者の良心にいわゆる期待するだけであつて、今後新たに登録の変更をするとき以外は、車庫云々といふことは問題にならないと見て差しつかえないわけです。

そうしますると、現在の交通緩和については、何ら益はない。将来は、これはこれからあるものについてはあるかと全然ないとは言えませんけれども、今通緩和にどれだけなるかということについては疑問があるのですが、どういうふうにお考えになりますか。

○政府委員(富永誠美君) まあ交通混雑緩和の、直接にはそれは、たとえばお話をありましたように、駐車禁止の措置とか、あるいはこれま道路交通法で今までやつておりますが、公共交通法で今までやつておりますが、公共交通委員会が指定しました地域をやつておりますが、そのほかに第六条で、先ほど申しました三・五メートルより、もっとと広く幅をとらなければならぬというのが一項でございます。二項では駐車時間の制限、これはもつと短い時間になります。たとえば一時間以上いかぬとか、二時間以上はいかぬというのが、この第二項にかかると思います。

それでは、そういうことでいきますが、第五条につきましては、先ほど申し上げましたような意味の大体趣旨でござりますと同時に、第四条とも若干関連があるわけでございます。第四条は、なるほど新規登録の場合において、保管場所があるかないかを一々チェックするということになりますが、それは保管場所があるかどうかでござります。だから自動車を、必ず保管場所に入れなければならぬというのは、ちょっとと第一条から出てきませんので、そういう意味で、その限りにおいては第五条が自分の自動車を、必ず保管場所に入れる第四条の裏つけにもなるのじやなから

うか。つまり道路を保管場所として使用してはならないということになりますので、四条、五条、それに、まあその前の三条というものが、全部組み合われさせまして、効果が期待できると田代の方でございます。

ですから御質問の、それは現状の交通混雑緩和という点は、たとえば道路法の今までの規定を活用するなり、あるいはここで言いました第六条なりでもいきますが、そのほかにも、やはり交通混雑の緩和という面では、第五条乃至は、第四条、第三条と関連したものとして、やはり効果が期待できるんじであります。なかろろかと、ちょっと、先ほど申し上げました自動車修理工場なんかの問題も、これは五条であてはまりますので、そういう面の活用があるんじでありますからうかというように考えておりま

で、今後車を買う人が減ってくると思う面には、やはり心理的な影響はあると思いますが、現実の交通緩和には、私は、この法律はあまり役に立たない、犠牲ばかり多くて、たいして役に立たない。もう一步進めて言えば、何らか交通緩和についてやらないくてはいけぬということでやつたけれども、内容は、何もそういう効果はない、犠牲ばかり大きいという印象を私は受ける、こう言っているわけです。

関係ですが、先ほど大倉君からちょっと
と話がありましたが、この第二項の一
号、二号の問題、非常にこれが今まで
でもいつも、この法律のないときで
も、よく問題が起きているわけです
が、これはやはり警察のほうの一方的
な認定によつて、これはいつも事が運
ばれると思うのです。十二時間以上駐
車することはいけないと、こうなつ

で、一時間か十一時間か十二時間がと
いうことは、警察の一方的な認定にや
られるという懸念がある。これは一
体、今後の取り締まりについて、どう
いうふうにお考えになりますか。一項
の問題、時間の認定の問題。

○政府委員(富永誠美君) いろいろや
り方はあると思います。たとえばはか
の国でやっておりますように、タイヤ
のうしろに白墨でチェックしまして時
間を書きとか、あるいは、現在やって
おりますが、ワイヤーに紙をはさみま
して、とまっている時間を書き込みま
して、夜の場合八時間、それがずっと
そのままの状態であれば、まあ大体繼
続してとまっているんじゃないかとい
うように判断するわけです。

○中村正雄君 そうしますと、二項の

問題は、そういうふうにパトロールして、パトロールした地域の当該の街頭の車だけであって、全般的な取り締まりは不可能だ、こういうふうに考えたらいわけなんですね。

○政府委員(宮永誠美君) 結局は、で生きるだけ管内をパトロールしまして、こういったことのないように努力するという方法でいきます。しかしました技術的には、いろいろ考えていきたいと思うようになっております。

○中村正雄君 次に第四条について運輸大臣、いなければ自動車局長にお尋ねしたいのですが、各県の陸運事務所を見ていますと、陸運事務所の窓口で一番混雑しているのは、登録課なんです。場所によっては、自動車の登録関係の窓口が混雑しているだけでなくして、登録を受けにきてる車が、街頭に置かれて交通を妨害しているというような地区もよく見受けられるわけです。が、現在のような状態でも、それほど登録という事務が非常に混雑をきたしているところが、これが適用になると、大体、政令によれば六大都市となつておりますが、そうしますと、これは、今後こういう第四条の適用をやるようになりますと、登録事務というのは、今の二倍にも三倍になると思います。これに対し運輸省はどういう対策をお考えになっているか、これをお聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(木村睦男君) 第四条の関係で登録における事務量の問題でござりますが、第四条が実施になりますと、登録申請に参りました場合に、これに登録申請されますが、それが実施になりますと、それぞれあります保管場所の証明書をつけ持ってくるということになると思うのであります。登録の窓口を持つ

て参りました証明書を形式的に見ましまして、形式的に条件が備わってさえおれば、そのまま受理するということです。さういふので、証明書の内容の調査までは、とくてい立ち入ることもできますが、せんし、また、立ち入ることにしておりませんので、そうたいして事務量が増加するとは考えておりませんが、その証明書を形式的に確認することだけでも、確かに相当の事務量でござりますが、その程度のことであろうとかようて考えております。

○中村正雄君 そうしますと、登録事務の問題については、第四条が適用になつても、現在といして変わりはないといふふうにお考えになるわけですか。

○政府委員(木村陸男君) 同一とは申し上げませんが、そういうふうに考えておりません。現状といつては、第四条が適用になつても、現在といして変わりはないといふふうにお考えになるわけですか。

○中村正雄君 次に、政令の内容の参考書類なんですが、証明書を発行する個所について書いているわけですが、保管場所といふものは、一体どういうものを指さしているのか、御説明願いたい。

○政府委員(木村陸男君) 保管場所と申しますのは、通常その車を置くに足るスペースがあればよいというふうに考えております。別に施設あるいは建物、そういうものは必要といたしておりません。

○中村正雄君 そうしますと、建物を伴う車庫もあれば、何ら建物のない地上の空地でもいいし、あるいは駐車場を利用する場合でもいい、こういうふうに解釈したらしいわけですか。

○政府委員(木村陸男君) さようでござります。

ざいますが、ただ、道路上の有料駐車場は、これは入っておりません。
○中村正雄君 そうしますと、たとえば証明書を発行する人の問題について、ここに書いておりますが、警察署等の他の官公署あるいは交通関係の公益法人等とあります。たとえば有料駐車場なんかは、この場所のうちに、保管場所に入ると思いますが、そういう私人が発行するものでも、一応いいわけですか。
○政府委員(木村睦男君) たとえば地下にあります有料駐車場と継続契約をいたしまして、そこを車庫がわりに使いうという場合は、継続的にその駐車場会社との使用契約書がある。それをもちまして、この政令で予定されております警察署等の他の官公署あるいは交通関係の公益法人のところへ持ってきてまして証明書をもらう、こういうふうになるわけであります。
○中村正雄君 小さい問題なんですが、たとえば空地なんかの場合はどうしますか。
○政府委員(木村睦男君) 空地等を保管場所として使います場合には、やはり警察署あるいは交通関係の公益法人で証明を出すことになりますので、証明を出す官署におきまして、この空地は、適切にその人が保管場所として使うだけの条件が備わっているかどうか、ということを確認いたしまして証明書を発行すると、こういうふうになります。
○中村正雄君 先ほどの法律を施行するについて、公共の駐車場その他を設けるという点について、今後内閣としても努力をする、こういう話があつたわけですが、現在六大都市に、この

政令を出して指定区域になると、いわゆる商店街が一番困るのじやないかと思うのです。あるいはまた、零細企業が困るのであろうと思いますので、したがつて、それが大体東京都だけ例にとってみて、どの程度商店で保管場所のない車を持っている人がいるか、あるいは零細企業であるか、あるいはどういう地区に密集しているかということは、大体調査なさつていて、思うのです。したがつて、そういうところについては、公有地であるとかその他の開放すると、こう言葉の上ではいえますけれども、はたして東京都だけを例にとってみても、言葉の上では、そういう言いわけはできますけれども、現実に、それぞれの持つておる車の今後の公共駐車場を作る場所としてのいわゆる公有地、公有地等があるかないかということは、これは直ちに結論が出ると思うのです。そういう關係で、今後そういう問題の公共駐車場の計画なり、あるいは今後の都市の道路の計画等について、この法律を適用するに關して、建設省はどういう計画を持っておるか、ひとつ建設省のほうの計画をお知らせ願いたいと思います。

しまして最近の市街地におきますところの、そういう需要に応ずるような計画を樹立しているわけでございます。具体的に、東京及び大阪におきましては、首都高速道路公団がすでに発足しておりますとして、整備に努めておりますし、また阪神におきましては、阪神高速道路公団がお認め願いまして、やはりその計画樹立をいたしまして、近く着工いたすことになつておるわけであります。同時に、市街地の中におきますいろいろな道路整備に関連しますところの踏切の立体交差とか、交通安全施設の整備とか、そういうことにつきましても、極力整備に努めて参りたいと考えておるわけであります。

○中村正雄君 公共駐車場の計画は。

○説明員(吉兼三郎君) 公共駐車場の点に関してのお尋ねでございますが、先般国有地の開放の問題も非常に場所としてはいいのでございますが、それだけでは、むろん不十分でございまして、それ以外の公園の空地でありますとか、あるいは学校の校庭という話も出ておりますが、そういったあらゆる公共の空地の利用につきまして、いろいろ検討を重ねまして、できるだけ具體化するように私ども努力をして参りたいと、かように実は考えております。

○中村正雄君 具体的にお尋ねしたいのですが、ことし一ヵ年間に、いわゆる三十七年度に東京都で、どのくらいの車を収容できる公共駐車場を何ヵ所ぐらいお作りになる計画があるか、それをお聞きしたい。

○説明員(吉兼三郎君) お答えいたしました。三十七年度の目下の計画でございますが、公共、都営、公団、それから民間の特許駐車場を入れまして、こ

とし着手いたしましたもの、あるいは昨年から継続して着手いたしております。もの含めまして二千六百六十一台でございます。

○中村正雄君 公共駐車場は何ヵ所ですか。

○説明員(吉兼三郎君) 私が申し上げましたのは、すべて公共駐車場でございます。二千六百六十一であります。

○中村正雄君 何ヵ所ですか。

○説明員(吉兼三郎君) 個所数にいたしまして、約二十カ所ぐらいの計画でございます。

○中村正雄君 三十七年度に東京都内をいたしまして、その駐車場に対しまして、駐車場の供給という面で年次計画を立てましてやつております。問題は、やはり土地の問題でございます。

○説明員(吉兼三郎君) そうでございます。

○中村正雄君 そうしますと、運輸大臣にお尋ねしますが、今三十七年度の車場等で約二千七百台程度のものを計画いたしておると、一ヵ年間に。それ

までの程度、車庫のない車の何ペーセントぐらいが、一応これの恩典に浴するかという見通しを持っておる

○國務大臣(斎藤昇君) それだけでは、どうい問題になるまいと考えております。それ以外に先ほど通産省からも御説明申し上げましたように、あ

るいは団体等でみずから設けるのを助成をすると、これに多く依存しなきや

なるまいと、こう考えております。

○中村正雄君 そうしますと、団体等で共同の駐車場を持ちたいというよう

な土地の問題が一番問題になると思うのですが、現在国有地なり、公有地

であると思いますが、開放できると

○國務大臣(斎藤昇君) その国有地までは、これはたとえば運輸大臣だけでありますから、そこでみな見たところ

で、これは当然じゃないかということになれば、大蔵大臣も優先的にこれは認めらるるに思います。

○中村正雄君 通産大臣はおいでになつておらないと思うのですが、先ほ

ども法案の内容について質問したとき

に、ある程度明らかになっているのですが、現在の車の所有者については、まあ

大して影響のないこれは法律だ、今後、

伺いたいのは、今いって七十万坪と予定されております開放可能な地区で

か、十万坪も開放してもらえば、これは余つて返ると思うのです。したがつたしませんと、それ全部が開放できる

○中村正雄君 私は七十万坪はおろか、十万坪も開放してもらえば、これ

思います。しかしながら、これはさらに十分検討いたしませんと、それは全部が開放できる

○國務大臣(斎藤昇君) お問い合わせなんです、保管場所の関係で。今後やはり自動車産業に与える影

響、心理的な影響もありますが、その影響を、通産大臣はどういうふうにお考えになつておるか、ひとつ御所見を伺いたい

○説明員(加藤悌次君) 通産省のほうで、今、先生御指摘の問題は重工業局の所管でございますので、詳しい御説明は申し上げられないのは遺憾でござい

ます。ですが、先ほどちょっと申し上げました。これは閣議その他で、運輸大臣が

大蔵大臣と協力するというのと、これ

は、とうてい問題になるまいと考えております。それ以外に先ほど通産省か

どの大蔵省の局長の答弁では、いわゆる協力する、こういふまあ話がありま

した。これは閣議その他で、運輸大臣が

大蔵大臣と協力するというのと、これ

は、いいかもしれません、政府が一体となつて国会の審議に協力するなんど

なつておるが、この国有地を開放してもらいたいという申請をした場合は、先ほ

ども大蔵省の局長の答弁では、いわゆる商店もあると思いますから、そういうところが、この国有地を開放してもら

いたいという申請をした場合は、先ほ

ども大蔵大臣はどういうふうにお考えになつておるか、ひとつ御所見を伺いたい

○説明員(加藤悌次君) 通産省のほうで、今、先生御指摘の問題は重工業局の所管でございますので、詳しい御説明は申し上げられないのは遺憾でござい

ます。ですが、先ほどちょっと申し上げました。これは閣議その他で、運輸大臣が

大蔵大臣と協力するというのと、これ

は、とうい問題になるまいと考えております。それ以外に先ほど通産省か

どの大蔵省の局長の答弁では、いわゆる商店もあると思いますから、そういう

ところが、この国有地を開放してもらいたいといふ申請をした場合は、先ほ

ども大蔵大臣はどういうふうにお考えになつておるか、ひとつ御所見を伺いたい

○説明員(加藤悌次君) 通産省のほうで、今、先生御指摘の問題は重工業局の所管でございますので、詳しい御説明は申し上げられないのは遺憾でござい

ます。ですが、先ほどちょっと申し上げました。これは閣議その他で、運輸大臣が

大蔵大臣と協力するというのと、これ

は、いいかもしれません、政府が一体となつて国会の審議に協力するなんど

なつておるが、この国有地を開放してもらいたいといふ申請をした場合は、先ほ

ども大蔵大臣はどういうふうにお考えになつておるか、ひとつ御所見を伺いたい

○説明員(加藤悌次君) 通産省のほうで、今、先生御指摘の問題は重工業局の所管でございますので、詳しい御説明は申し上げられないのは遺憾でござい

ます。ですが、先ほどちょっと申し上げました。これは閣議その他で、運輸大臣が

大蔵大臣と協力するというのと、これ

いうことで、とても買えないような状況にあるということと、これとは無関係に、最近特に来年の見通しを見ましても、需要が減退するというような格好になつております。ただ全体としては自動車産業の来年度の生産の伸びでございますが、これは最近の景気調整等の影響を受けまして当初考へたほどには伸びないということでございますが、やはり輸出等を含めますと、本年度よりもさらに全体としては上昇していくというふうな数字になっておりますので、やはり原局の重工業局としても、長い目で見て、この法律はやはりむを得ないので、いかにあうかというふうに考えておるわけあります。

○中村正雄君 私は、やむを得ないものと考えておるのじゃなくて、お聞きしているのは、自動車産業の今後の発展に与える影響といふものは、この法律ができても、無関係か、あるいはこれができますからね。したがって、通産省においてもその点についての、やはりこの法律が成立すれば、一年以内には指定になるわけであつて、きょう成立するかしないかきまるわけなんですから、六大都市の自動車の問題について影響があるかないかといふことは、これは検討して委員会に臨まるべきだと私は思うわけです。今の答弁によれば、影響は微々たるものだ、こういうふうに通産省は考へておる、こういうふうに理解していいですか。

○説明員(加藤悌次君) 当面の責任者でないものでござりますから、はつきりここで申し上げられないのは遺憾でござりますが、これに関連して私が聞いて参りました、それから来年度の生産の見通しというものができておりま

すので、それは、先ほど申し上げました伺っている範囲内におきまして

は、この法律の影響といふものは、やはり先ほど來問題になつております、都市の主として商業関係の中小企業に対する影響が多いということございまして、自動車産業自体に対する影響、これは皆無というわけには参りませんが、その影響はきわめて軽微だらうということで、そし心配した状況ではないという感じでござります。たゞ、そういう影響につきましては、この法律は、一休どの地域の指定がございまして実施されるかということにも関係がござりますので、今後その関連の業界とも密接に、また政府部門でも密接に連携をいたしまして、成り行きを見て、もし問題があれば善処したいというふうに考えております。

○中村正雄君 政府の説明によれば、六大都市を指定する、こう言っておるわけなんですからね。したがつて、通産省においてもその点についての、やはりこの法律が成立すれば、一年以内には指定になるわけであつて、きょう要道具になつておるわけなんですね。ところが、やはり保管場所がないといふことで、それが購入できないとなれば、その商店 자체が営業できなくなる。たとえば公有地その他払い下げといつてから、六大都市の自動車の問題について影響があるかないかといふことは、これは検討して委員会に臨まるべきだと私は思うわけです。今の答弁によれば、影響なしとは言えないけれども、影響は微々たるものだ、こういうふうに通産省は考へておる、こういうふうに理解していいですか。

○説明員(加藤悌次君) 条文によりまして政令の内容も違いますから、第四条等に關します政令につきましては、この法律が今国会を通りましたら、で

きるだけ込みやかに出したい、かようになりますのは、猶予期間が、これは三ヶ月とか一年とかあるわけですが、少しあげましたが、現在すでに、車両の機具になつておるわけですからね、自動車自体が、保管場所がないため、それが買えない、したがつて、営業がやつていけない、こういう商店が、私は今後できるんじやないかと思うのですが、それに対しても、それが買えない、したがつて、営業がやつていけない、これが、この法律が今国会を通りましたら、で

たよだ、三輪車、二輪車、これはもうすでにそういう、他の関係で需要が減退しておるわけです。そういう関係で減ることにはなつておりますが、やはり大局部に来年度の伸び、四輪車だけについて見ますと、来年度輸出を含めまして一七%くらい上昇を見込んでおります。

○中村正雄君 まだ時間もありますから、通産大臣にちょっと意向を聞いておるか、この会議の終わりまでに、一ぺん答弁願いたいと思います。それから次に、中小企業関係、特に商店などの問題ですが、現在どの商店を見ましても、たとえば八百屋にしても魚屋にしても、うどん、そば屋にしても、やはりこの法律の適用を受ける自動車というの、一つの商売上の必要道具になつておるわけなんですね。ところが、やはり保管場所がないといふことで、それが購入できないとなれば、その商店 자체が営業できなくなる。たとえば公有地その他払い下げといつてから、土地の制限があるわけですから、これは払い下げに適当する土地がない場合もあるうし、あるいは商店の近くに保管場所がない場合もある。そういう場合は、やはりそれがないために営業しがたいができないくなる、こういう事態も起きるんじゃないかと思うのですが、そういうもう最小限度の必要な営業用の機具になつておるわけですからね、自動車自体が、保管場所がないため、それが買えない、したがつて、営業がやつていけない、こういう商店には、僕は円滑にいかないのじやないか、こう思うのですが、これは一応意見のときに申し述べることにしまして、あと質問者もあるかと思いますが、私は質問をこれで打ち切ります。

○大倉精一君 ちよつと関連して、今、中村君の質問を聞いておりまし

て、一応誤解があるといけないと思うのでお尋ねしておきたいと思うのですけれども、第四条によつて、現在車を持つておる者は影響がない、こういう中村君の發言に対し、政府はこれを否定したようなことなんですが、第五条を見ますと、これは現在持つておる者に適用されるわけなんですね。そこで、富永さんによつてお伺いしますが、おそらくこの法律ができるときに、富永さんのほうでは現在持つておる車をどうするかということが問題になつたと思うのですよ。そこで、第五条の「道路上の場所を自動車の保管場所として使用してはならない」とこれに違反すると罰則が一番重いわけです、「これに違反すると罰則が一番重いわけです」。

○政府委員(富永誠美君) 實際問題としましては、ただいま何回も繰り返されて、一号、二号の場合には保管場所と同様とみなすわけですね。それ以外の、第五条第一項の「保管場所として使

用してはならない。」といふ、その保管場所としておるというのは、どういうことでもって認定されるのか、念のため伺つておきます。

○政府委員(富永誠美君) 通常何回も繰り返して大体同じ場所に車を置いておるというふうに見られる場合が、保管場所として道路を使用するというふうに考へられます。

○大倉精一君 非常にこれはむずかし

い判定になると思うのですね、そこで一番簡単な方法は、あなたのところにこの車の保管場所がありますかと聞くのが一番簡単ですね。道路上以外の所は、空中に保管場所があるわけじゃないから、何番地にある、こうなればいいのですが、なれば、道路上以外に保管場所がないわけです。ほかにどこがありますか。ですから、これは警察でもって一方的な認定といいますか、あるいはそういうものでやられると非常に迷惑する場合があるだろうと思うし、逆に非常に認定上困るといふ場合もあると思うのですか、非常に抽象的な書き方でもつて、しかも罰が一番重いのですけれども、どうですかねこれ。これは専門的にお考えになると思うけれどもね、念のために伺つておく。

○政府委員(富永誠美君) 實際問題としましては、ただいま何回も繰り返されましたが、言つては、たゞいま何回も繰り返されて、一号、二号の場合には保管場所と同様とみなすわけですね。それ以外の、第五条第一項の「保管場所として使

用してはならない。」といふ、その保管場所としておるというのは、どういうことでもって認定されるのか、念のため伺つておきます。

○政府委員(富永誠美君) 通常何回も繰り返して大体同じ場所に車を置いておるというふうに見られる場合が、保管場所として道路を使用するというふうに考へられます。

○大倉精一君 非常にこれはむずかしい

いですか本来ならば。これは人手が足らぬから警察のほうに連絡をしてやつてもうとかいうようなことで、陸運局もまだありますので、関連の範囲にひどつとどめて下さい。

○大倉精一君 研究しますけれども、この交通問題がだんだん重要な問題になつてくるにしたがつて、陸運局、陸事務所の要員といふものについて

は、これは非常な大きな問題だと思うのです。毎年々々こういうことは繰り返されますけれども特にこの際、庫にしまつてあるかどうかという調査

は、これは陸運局がやるわけです。しかし、今度の場合、道路を車庫のかわりに使つてはならぬ、この場合に、道路の上にとめてある車は車庫がわりで

あるかどうかということを調査をするのは、これは取り締まるほうの警察のほうでやつてもらう以外にはなかろうと、こう考えております。これから車を持つ場合には、自家用車も車の常駐場所をきめて、そうして証明書を添付して出なきやならぬといふことに

なつておりますが、その常駐場所の証明は、今、政令で考えておりますようになります。したがつて運転者も所有者も

○金丸富夫君 いろいろ関係があるようですが、総務長官にお尋ねを、また、お願いを申し上げたいのですが、今

○委員長(村松久義君) 金丸委員、

○大倉精一君 どうぞ、この車庫の問題です。車庫をこしらえ

て、そしして今の道路上の車を入れるということと自体は、本来の直接の今度

の目的ではございませんけれども、もう一つは、実際、通るべき道が車ばかりでどうにもならぬといふようなこと

で、これは何とかしようじやないか

うなところで証明を出してもらおうと

ておる現状において、これはやろうと

いうことで、これを陸運局がときどきチェックに歩くということは、ほとん

ど事実上不可能と考えております。

○大倉精一君 私も法律よくわからぬが、道路運送法の施行規則からいけば、これは陸運事務所がやるといふ建前にねたので、警察が専門家ですから、十分ひとつこの取り扱いについては、

○政府委員(木村謙男君) 現行の道路運送法からいきますと、一般的に自動車について保管場所を持つておるかどうかといふようなことを所管いたすことにはなつておりません。

それで、運輸大臣にお伺いしますけれども、そういうものの調査等は、陸事務所関係でおやりになるのじやな

いですか本来ならば。これは人手が足らぬから警察のほうに連絡をしてやつてもうとかいうようなことで、陸運局もまだありますので、関連の範囲にひどつとどめて下さい。

○大倉精一君 研究しますけれども、この交通問題がだんだん重要な問題になつてくるにしたがつて、陸運局、陸事務所の要員といふものについて

は、これは非常な大きな問題だと思うのです。毎年々々こういうことは繰り返されますけれども特にこの際、庫をこしらえるとか、いろいろなこと

の場合には、今、地下などで一般の乗用車のものをやつておりますが、ああいうものと同様に考えられて、非常に民間の駐車料の高いものでは、結局そこに入らないことになる。であります

ことになりますが、なれば、車庫をこしらえるとか、いろいろなこと

の非常に高いものと取るということになります」というと、結局、これはみんなあります。まあそういう趣旨から、今回は、建設省から先ほど御説明がありましたとおり、駐車場法の

改正等によりまして、公共団体のやる駐車場につきましては助成等もできる、こういいう改正に今回なったたと思います。まあこれは私の個人的な見解であります。道路がこういう事情でありますので、今回の法律まで作らうということでありますが、この法律で申します保管場所でございまして、まあ駐車場と申しますか、保管、この法律で申します保管場所でございまして、こういうものは、私は性格上から申しますと、道路と同様に、本来いわゆる公共事業的に考えていてもいいのじやないかと——これはお断わりしておきますが、私の個人的な考え方であります。このくらいのところにちう踏み切つてこらしのじやないかと、さように考えておりますが、それについて踏み切つてこらしのじやないかと、さように考えておりますが、そりへいたしましても、先生の御指摘のような方向において、今後閣僚懇談会等において問題にいたし、極力配慮をして参りたいと考えております。

○鳥島徳次郎君 委員長。

○委員長(村松久義君) 関連ですか。

○田上委員

○田上松衛君 この際、委員長初め委員の皆さん方に、一應御了解を得ておきたいと思うわけですが、こうした時間の中いろいろな質問を続けていくということは、何かしらいたずらにただ時間延ばしをはかるのじやないかというような疑いを持たれちゃたといへんですから、そのために申し上げるわけなんであります。

率直に申し上げますけれども、実は私たちの民社党いたしましたは、まだこの法案について、賛否の態度を明らかにしていないわけなんであります。十分にこの法案の認識と理解を得

ることが必要だ、これはもう言うまでもないことあります。いま一つは、日本本会議で、公職選挙法の一部を改正する法律案に対する賛否の討論の中で、まあ社会党初めほんどの各派が同じように述べたことは、重要な案件について、短時間でもってこれを審議していくということは、少なくとも参議院無視の態度である。参議院の存在価値というものは、こういうような方法をとられては、これはもう喪失してしまうのじやないかということに対しても、これは与党を含めまして、どの方も御異論がなかつたと私は認識するわけです。こういうような立場からいたしまして、この案が衆議院から回つたままで、この案が衆議院から回つて、これは、といってぎりぎりまでというわけでは決してありませんけれども、これは参議院の性格、存在、責務、こういうようなことから、どうしても確かめておかなければならぬと、こういうことで質問を申し上げますのですから、その点は御了解願つておきたいと、こう考えます。

そこで申し上げますが、大体今までの質疑、答弁を通じまして感じますことは、何かしらどうもこの法案は、これは特に政府側の答弁について感ずるのですが、外國で施行しているところの法律を、何か調査研究していくかのような、あるいは大学あたりで架空の法規を示して、これについてその法解釈を研究しているといふような強い感じをまあ受けてしまふのが——これはまあ帝国主義の東京だけでございますが、たとえば四輪貨物、それから三輪貨物を営業用、自家用別で申し上げます。四輪

貨物の営業一万二千百六十三件、死者数百十二名、それから、それが車両との比較におきましては、車両に対する事故件数に対する死亡者が〇・九%でござります。同じく四輪貨物の自家用三千九百七十四件、それから二十一名死亡、車両との事故率が四一・万二千七百二十一件、死亡者二百四十四名、それを車両との事故率から見ますと二四・四%、それから事故件数と死者の比率が〇・七%、三輪貨物を営業と自家用で区別しますと、三輪の営業用三千九百七十四件、それから二十一名死亡、車両との事故率が四一・七%、件数に対する死亡者が〇・五%。

三輪貨物の自家用一万五百五十二件、死亡者七十九名、車両の事故率が八・六%、件数に対する死亡者が〇・七%でございます。

なお、乗用車で申し上げます。四輪乗用の自家用とそれから四輪乗用の営業、つまりタクシーとハイヤー、これを区別しますか。

○田上松衛君 はい。

○政府委員(富永誠美君) 四輪乗用の自家用二万二千八百八十件、死亡者四十七名、車両に対する事故率一五・八%、件数に対する死者率〇・六%。それからタクシー一千四百四十八件、死亡者五十五名、車両に対する事故率六八・〇・六%。ハイヤー八百八十二件、死者五名、車両に対する事故率二二・六%、件数に対する死者率が〇・五%

であるから、この目的達成のためには度を変えてのことですから、そのこというものがちょっとも看取されないわけなんですね。こう思うのだ、こういふことだらうと思うというようなことが、ときとき答弁の端々に出てくるわけなんですが、一体こんなものでいいのだろうかと実は考えるわけです。特に、まあ実際に今までの質疑の中で言ふと、まあ実際にこれを実施をすれどもひとつお許し願つておきたい。

本論に入りますが、まつ先に、これは実は資料を書面でいただきたかったんですけども、時間的にこれが不可能だと考えますから口頭でもっておける……。これは政令で考えられておる適用地域の中の東京都のことだけだけつこうですから、これをひとつ示してもらいたい。これは警察庁からでもどこからでもいいです。ごく最近のもので、年間でもよければ月間のものでもけつこうです。大体の比率がわかればけつこうなんですから、御答弁願います。——答弁がおそれれば、答弁を求める趣旨を申し上げます。私ども考えておることは、少なくとも事故に限ればけつこうなんですから、御答弁願います。

それでも、年間でもよければ月間のものでもけつこうです。大体の比率がわかればけつこうなんですから、御答弁願います。

○田上松衛君 東京でけつこうであります。——すぐできますか。できなければ……。

○政府委員(富永誠美君) 出ます。

○田上松衛君 業種別、車種別、両方

○田上松衛君 私が想像申し上げておったとおりでございまして、各委員お聞きのとおりです。かように車種別に見ましても業種別に見ましても、いわゆる白ナンバーのはうははるかに事故が少ないということは、もう数字の上で明らかであります。この点が——今これがどうというわけじゃございませんが、あと結論的にこの問題が出てくることを一つお含みを願いたいと考えます。

運輸大臣が非常に何か時間的にお急ぎのようですから、当初に運輸大臣にちょっととお伺いしておきますが、今回この法のねらいですね。一体、どう理解すればいいのかということなんですね。法案の名前は言うまでもなく「自動車の保管場所の確保等に関する法律」ということになつて、そこで、あくまでガレージを作らすということが目的だというようにしておるわけなんですね。ところが「(目的)」の第二条のところを見てみると、「自動車の保有者等に自動車の保管場所を確保し、道路を自動車の保管場所として使用しないよう義務づけるとともに、自動車の駐車に関する規制を強化する」とにより、道路使用の適正化及び道路交通の円滑化を図ることを目的とする。こう言つてある。一体あとの、道路を保管場所として使えないよう義務づけるという、この以下の問題に対すると、確かにこれは道路交通の円滑化ということになるわけなんだけれども、法の名前及び全文からいいますと、これ

はそういうことよりも、とにかくガ
レージを持たすのが主だ、いろいろ説
明を聞いてみますと、そちらもある
んだが、こちらもあるんだ、こうする
んだけれども、ほんとうの主目
的というものは一体どこにあるんだ
うということなんです。ことに、いろ
いろ今までの政府答弁によりますと、
今度はその根本にひそむものは、
どうもいろいろな今日の交通地獄か
ら、こういうことがあって、まあさっ
き大倉委員の質問に対して答えられた
本法提案の経過について総務長官の答
弁は、交通関係閣僚懇談会でこういう
ような事故を何とかしなければならぬ
というようなことでやつたんだ。まあ
分けてわかりやすく言いますならば、
一体、池田内閣が考えておるところ
の、輸送を完全にすることのためにで
きるだけ努力しよう、別の言葉で言う
ならば、経済の成長をはかることとの
ためにスピードアップすると、そのため
に道路を通りやすくする、円滑化する
というものは、そうしたスピードアップ
というものをねらいにしておるの
か。そうでなしに、根本にひそんでお
るのは、大きく世の批判を受けてしま
っておるところの、何というのです
か、殺人的事故、こういうものに對し
て言いわけにしなければならぬとい
うのか。その重点がどうもはっきりして
こない。一体どこなんだろう。私がか
く申し上げることは、大臣の御答弁が
したわけだ、これは繰り返して書つてお
る。テレビラジオを通して、われわ
れも国民全体もよく聞いておるのだ。

これはこの種の災害を繰り返さないよう、もうさせさせたことじゃなくして、抜本的な施策を至急に講ずるという趣旨のことを誓っておられるわけなんです。こういう問題とあわせてみますると、ケースは違うけれども、非常に国民が恐怖しておる、安心して旅行もできない、安心して通れもないということに非常に苦しむわけなんだ。しかも、ついでですから申し上げますが、いざれにいたしましても、こういったような内容を持っての法案をもつて――この法のねらいはいざれにいたしましても、中心がどこにありますても――これを、目的達成のための抜本的な一つの法案だと運輸大臣お考えになつておるかどうか。これからひとつ聞いておきたい。

なくいたしまして、そして本来の道路の効用が十分達せられるように、また自動車の交通ができるだけ円滑になるようなどいうのがこの目的でござりますが、この法律としては、主として自動車の保管場所というものを道規制をしていこう、そういう手段によつて今申し上げる目的を達成しようというのがねらいでございます。

○田上松衛君 やや明らかになつてくるわけですが、大臣の法のねらいというものをおそ説明されれば、お急ぎのところ非常に御迷惑でござれども、大事なことですから……。池田内閣が金看板としておりますところのいわゆる経済の高度成長政策というもののとの関係ですが、これはどうも矛盾があるのじやないかと考へるわけなんですね。その中の、すべてについては省略いたしますけれども、一点だけお聞きしますと、先刻中村委員の質問に対しまして建設省からいろいろ御答弁がござつた。現に建設省としては駐車場設置法をまあ通過させてもらつて、私も建設委員ですからよくわかっているわけですが、こうやって道路のいわゆる交通緩和、道路の高度利用というものに役立たせるといふものをすでに持つてゐるわけなんですね。もちろんそれだけで決して足りるものじやない。さつき答弁されたような範囲においてできることではないのけれども、ほんとに大臣が言われた目的があるならば、これはむしろ建設省にやつて、たとえば一つの駐車場設置法等の問題に、もう少し大きく国の予算を与えていいって、それを拡大していくといつ

ではないか。ついでですから申し上げるのですが、建設省が考へているような場所について、費用があれば、私はとにかく知っているから申し上げるのですが、国の予算をつけ、まともに考へれば土地は幾らもあるのですよ、作る場所は。たとえば一つの問題を言つてみますると、まあ大臣はさつき大体国有地の未利用地が七十万坪くらいあるだろうかと言われたのだが、それは開放可能と考えられる七十万坪であればですけれども、まあ一応その程度と考えられる。実際に、私どもの調査によりますると、現にまだ東京都内だけでも三百十二万八千五百坪ばかりというものが使つていい場所なんですね。こまかくこれは調査しております、そういう所を。そうすると坪数でいうと、百万坪以上ですよ、これは。そういうものがある。建設省としては予算があればあのすぐれた技術と力を持っているのですから、国がまともに考へてやついくならば、こんなもの解消することはわけないのだ、ほんとうは。それがなされていないのですよ。私は考へるのに、たとえば一つの方法として、これはあとで申し上げようと思つたのですけれども、大臣が急いでおられるからこのことを申し上げますと、こういうことを一緒にやつて、ちょうど今高速自動車道路というものをやつておる。あれは有料道路ですね。大へんな費用がかかる。国民の血税を使わなくてもいいように世間から金を借りてやつしていくという方法もあり、いろいろな公債等も発行してやっていくわけですが、何千億とかけましても、あれは結局は長い間にわたって道路を利用する人々から料金を取つて、手入

もやつてはいる。そして二十年くらいの後にはそれが無料で国民のために開放されるという段階になるわけですが、こういうことを考えてみると、公共の駐車場というものを、土地所有者は手を持っているのですから、そういうふうにやらなければ、こんな実験非常にいろいろ指摘されておるよといつても大丈夫なんですから、建設省は手を持っておるのですから、そろそろ予算さえ当てがえれば、技術の場合は手をもつておるのですから、いいではないか、解消する道はおのずからあるのではないか、こういったことを考えながらやってみますと、この種の事項を、建設省でないところの、道路利用者の側に立ちますと、こうした案件を持ち込まれると、どうぞお考えをお持ちになりませんか。どうなんですか。

ござりますから、そこで、この運輸委員会にかかり、私が担当大臣として御説明を申し上げておるのでございまして、取り締まりになりますれば、これは警察局関係の取り締まりということになるわけでございます。また、今おつしやいます公共駐車場、これを建設するということになれば、これは建設省になるわけでございます。しかし、公共の駐車場だけで今日路上にある車を全部解消し得るかというと、これは實際上はなかなか困難でありますから、やはり自由主義經濟のもとにあらわれる日本のような仕組みにおきましては、各個人、自動車を持っておられる人たちが、自分自身で、あるいは共同して持とうという考え方を起こしてもいい、また、これも助長していくということがやはり適當ではないかというのを、こういう仕組みにいたしておるわけでございます。

と言つても、池田さんの政策は失敗している。だけれども、一向にこれをお省してくれないで、強引に次から次と長い目で見ろ、長い目で見るの一点張りで、無理なことをやつしているわけなんですが、この問題もさしきちよつと触れましたように、非常に内容に矛盾を含んでおるのだが、まるで、一口に言つて政策が――今ここでこれを批判する時間的な余裕もございませんし、そういうようなことはよしておきますけれども――一口に言つておきますならば、まるきり池田政策全般が、経済だ政策これはおれにまかしておけと言つてゐる間に、とんだことをしてしまつてゐる。よけいな話、だけれども、経済だけじゃないのだ。生命も財産もおれにまかしておけということを堂々とあのは言われた。ところが、どっこいまかしておつたら、この間百六十人に近い――これはこの前にやつたことだが、これは全般にわたることなんですが、池田さんにまかしておつたら危なくしてしょうがない、こう国民全般が考えてゐる。こういうことの一つの風刺です。こういうわ寄せは、ただにそれは運輸大臣に非常に御迷惑なことを押しつけた。それは一つの風刺としてこう言ったのだと言つても、失敗の責任は、結局あなたに国民が持つてくるのですよ。よけいなことですかねえことは、窓口になつてしまふと、理屈がああだこうだと言つても、失敗は何といったって日本の国土開発の上から必要なことなんですが――これがれども、水資源開発公団を作るところ各省々々思ひ思いのことをやつて、省

の争いをし、中には自民党内部の派閥争いにまで関連して、にっちもさっちもいかない。どんどんおくれてしまふ、すつたもんだの末、どうにもこうにもできないで、結局最後のケリは経済企画庁に持つていって押しつけてしまったのだけれども、いろいろ波紋を起したのだけれども、そうやつても、究極はのことと将来起るいろいろな問題については、経済企画庁が持たなければならぬと同じように、こんな悪いものにして、道路を作らずに、国民に当たがうと、初めに、こうだから広く利用してくれ、高度に利用してくれということを、やるほうから打ち出して準備をそろえていってやるならですけれども、それをしないで、国がそういう施策を怠つていて、なんかはんかというよりは、全く役に立たないような道路のままでおいて、その範囲で運輸省を中心になってこれを規制する、あれを規制する、べからず、罰金だ、懲役だ、こういうことをして、直接に国民、特に中小企業、ただにあえいでいる中小企業に無理な注文をつけるということは、これは全くどう考えてみましても割の合わないことを引き受けられたものだと、同情を申し上げるとともに、あくまで因果関係かどうか知らないけれども、そういう感じを強くするのですが、もう一言、的確に、運輸省が扱う以外にはなかったのだ、中小企業に対して御迷惑かかるけれども、その面から言うならば、通産省がやってくれてもよかつたらうけれども、とんでもないところを引き受けたというお感じは、依然としてお持ちにならないかどうか、それだけをお聞きしておいて……。

○國務大臣(高藤昇君) 大へん御同情を賜わりましてありがとうございます。ただおつしやいますように、日本の經濟の成長が予想外に急速でありましたために、今日の日本の經濟に即応するだけの道路面積が都市に確保されないといふ事態に当面していることは、事実でございます。しかしながら、恒久的な、そういう公共投資を急にやりますのは、これは技術的に時間を相当要する。また、今問題になつております自動車交通の問題は、これはもに道路を広げましても、自動車でその道路が一ぱいになる、適正な規制をしなければならぬというの、これはもうどこの国においてもその例であります。して、日本の二倍、三倍と道路面積を持つております英米諸国におきましても、やはり道路上車をむやみやたらにとめておくということは、絶対に規制をいたして參りませんと、車の使用に非常に支障を來たすというのが現状でござりまするから、予想外にそういう時期が早く來たということは言えますけれども、いつかはやらなければならぬことであり、また、だれかはやらなければならぬことでござりますので、運輸省が一応窓口を引き受けましたのも、これは別に割に合うとか合わぬとかいうことではなしに、やはり時代の要請であると、かように考えております。

して、今御質問の事故防止という点からは、この点は色彩が非常に濃度が薄いのぢやないかというふうに考えます。

きします。大体の問題は今までの質疑の中でもやや納得しかけておるわけなんですが、まだ十分じゃないのです。二種の点でですね。これはどなたもおわりになるよう、土地の価格といふものがただでさえ果てしなくどんどん高騰してしまう時代で、そこで金が高騰してしまった時代で、それに対する大体の施策のことは、さつき前段申し上げましたように、少しくらいわかったんすけれども、まだこれに対する決意というものが十分にはのみ込めないわけです。日下考慮中だとか、ああだとか、一方のほうから聞いてみますと、ただいま折衝中だというようなことを言うのですが、これに對して自信を持つてもらいたい。これが一点。

もう一つは、少なくとも大蔵省としては、このことのために、いやが上にも地価暴騰の傾向をそそつてしまつて憂いがあると思うのですが、これに対する一つの対策をお考えになつておるかどうか。あるいは法案を出しておるかどうか。あるいは法案を出して実施しようというのですから、すでにこれに適切な手を打っておられるかどうか、この点についてお伺いいたしました。現在までまだ調べたことはす。

○政府委員(山下武利君) 大蔵省は國有財産の統轄をいたしておりますが、特にある特定の地域につきまして、駐車場としての適地がどことどこにあると

ございませんが、先般お答えいたしました
したように、最近行政管理庁を中心と
されまして、政府で都内の適当な国有地
地を駐車場として開放してはどうかといふ
いう意見をいたしましたわけでござ
います。それにつきましては、先ほど
もお答えいたしましたように、必ずし
も現在すぐ使えるという状態ではな
くして、各省がそれぞれ所管をしてお
るところの土地が相当ありますので、
これをどういうふうに使うかというこ
とにつきましては、大蔵省の一存でいか
ない場合が多いわけでございます。
これは各省にも十分御協力を願わなければ
ならぬ、こういうふうに考えておりま
す。ただ、全体の問題としまして、
もし国有財産がこの問題の解決に役立
つということであるならば、大蔵省が
しては十分にその方向に向かって努力を
いたしたいというふうに考えておる
わけでございます。

うじやないかといふ考へも出るでしょ
うけれども、まだそのところまで自
信がないわけなんですよ。だから、質
疑を突っ込んでといいましても、その
前段がありますから、もう少しお許し
願いたいと思うんです。
そこで、お断わりすると同時に、ど
うなんですか、五時前ですが、あと質
問の方はどのくらいあって……。
○委員長(村松久義君) 質問者は一名
ござります。ただいまのところはそ
ういう通告でございます。
○田上松衛君 次に質問される方は、
重ねて申し上げますけれども、一時間
ぐらいですか、二時間ぐらいですか。
○委員長(村松久義君) 何分になるか
わかりませんけれども、要するに質疑
の要点だけを簡潔に願いたいというこ
とを申し上げておるのであります。
○田上松衛君 よけいなことを申し上
げますけれども、すでにこういうこと
で、どうしても今国会にこれを通そう
とされる与党側のほうとしては、国民
に向かっても十分説明できるよう用心
意されたはずだと考へるので、今さら
質問ということはちょっとおかしいと
思ふので、ひとつ寛大なお気持で、ま
だ十分にわかつていないところの野党
側に相当時間を割愛していただきてい
るのじゃないか、これはまあよけいなこ
とですけれども……。まだ質問しなけれ
ば与党でさえもわからぬというような
ことでは、よいよもって、逆に考へ
るとどうもおかしい。質問しなければわ
れは一体どういうふうなあれだらうか
と、こう考へるので、いやみのようで

○田上松衛君 大蔵省にもう一ぺん伺
いますが、先刻大臣に対し私申し上げましたような、ほんとうにこの種の目的を正しく達成しようとするためには、無理なことではなくして、國の力でやっていく。しかし、それは国民全般の血税をもってやっていくのではない。その例として高速自動車道路の問題を私は例に引いたわけなんですが、お聞きになつておったはずですか
ら繰り返しませんけれども、あの方式でやる場合に、当然この問題は、たとえば建設省から裏づけの予算要求がくるわけなんですが、これは大臣でもない方面にお聞きするのは無理なことですけれども、事務当局としては、そういうものに対して、まあ個人的な考え方でいいです。努力してみようとか、あるいは見込みあるとかないとか、そういうふうな意見をひとつお聞きしておきたいと思います。

○政府委員(山下武利君) 私は管財のほうを担当いたしておりますので、ただいまお尋ねのような予算を伴う問題につきましては、責任を持った御答弁はいたしかねますが、個人的な見解といたしましては、十分に考えなければならない問題であろうと思います。また、予算の問題のこととありますから、おのずから重点施策ということになりますて、その中でどういうふうな順位に当たるかという判断の問題にならうかと思います。ただ、お説のようないことは十分考えてみなければならぬ問題だと思います。

○田上松衛君 しかし、どうも管財の面だけやつておられるからお答えできぬ、——こういう大事な場合には、やはりその方面に答えるできるような方がおいで願つてほしいわけなんです。しかし、今時間的な関係で、それをああだこうだと言うのはやめますけれども、私はほんとうに、「一番当初に申し上げましたように、これこれだからこうなんだ、これ以外に問題はないのだ」という決意、自信と確信と、こういうものを持ってしないと、今日の国民は、昔のような、右向け、左向け、左向け左、というようなことで納得する國民ではないのですよ。もつと役人よりか國民のほうが頭がかえって進んでしまつておるのであります。政治というものはそんなものじゃないのだという、國民の権利義務といふものをよくわかつておるのです。これをまともに唯一の方策だとして、交通緩和の中の——唯一と言わぬけれども、重大な事項だとしてこれを急速に通そう、參議院の段階において審議は不十分であったにしても何にしても、まあこのことが國家國民のために必要だという自信を持つておられるならば、態勢をお整え下さつて、そしてやつてもらわないと、少なくとも国会議員の立場として、これは非常に迷惑してしまうわけです。これはこの場で時間的な関係で申し上げませんから、将来のためにひとつ十分お含み願つておきたい。

○政府委員(木村睦男君) たしか「どこから手をつけるか」という見出しの社説だと思います。

○田上松衛君 そのとおりです。どこから手をつけるか、まさにそのとおり。そのことです。がね。その中で、もうこの内容はどういうことが書いてあるかということを言わなくしてもわかるから、あの社説に対してどうかりますから、参考にしたいと思いま

うようにお感じになりましたか。

○政府委員(木村睦男君) 非常に参考になることありますので、今後の行政にも大いに参考にしたいと思いま

○田上松衛君 まあ教えられるところがある、参考になつたというだけで、何か質問答みたいな格好になつてしまつた。そして今参議院へ持ち込まれてやつておるけれども、なるほど二つの事柄ではあるけれども、言葉をかえて言えば、まさにこれは、何といいますか、順序があべこべ、本末転倒の感じがするという気持で書いておると私は受け取つておるわけです。そういう感じを強くしたわけです。大蔵省にもこの際、もちろんぐらんになつておるでしょうから申し上げますけれども、さつき申し上げたような都心におけるところの放置されておる国有地、未利用地というものがたくさんあるのだ、こうした広大な土地というものが一部の階級しか使わないで、ゴルフ場にやつてみたり、あるいは社用旅館等が使う料亭の庭になつてみたりするようなことにされてしまつていて、社会

の正義感というか、正しさというものはまことに相反するものがある社説だと思います。こういう点から考えてみます。それでも、はとんどの国民が、これにそのままに反対するだらうと思う。そのとおりだと見ておるだらうとわれわれは信ずるわけあります。さらに日経の四月三十日付に扱つておる問題を見ますと、時間的な関係で内申し上げませんけれども、言っておるその気持というのは、こんくだらないものを通して弱い中小企業いじめをするなんというよなことは、一体こんなものは政治といえるだらうかというよなニュアンスをもつて書かれおるわけなんです。私は、やはりこのようないうな世論といつもを常に参考にして政治は行なわなければうそだと、こう考えるわけなんですが、たまたま、利害關係者等の意向を何かの方法でもって聴取された上につけられたものであるかどうか、お伺いいたします。

○政府委員(木村睦男君) 第四条の適用になります地域を指定する政令を作りに際しましては、できるだけ無理のない、特に第五条の適用地域との関連をも十分考慮まして、無理のない指定をいたしたい、かように思つております。

○田上松衛君 私はね、約束してほしいというのは、決して乱用しないといふことの約束をすること、これは言明できるわけですがね。これをはつきりしておいてもらいたい。

○政府委員(宮永誠美君) 私ども警察としましては、いかなる場合におきましても、法律の乱用は、これはやるべきじゃないというふうに考えております。

○田上松衛君 いろいろ委員長の立場の問題もよくわかっていることですかね。各党において本会議開催の準備が進んで、議員総会開催の様子もござりますので、簡潔にひとつお願ひしたいと思っておりますから、どうぞ……。

○田上松衛君 簡潔を通り越して一點だけそれじや申し上げておきます。

○鳥居昌徳次郎 ただいまは同僚議員からおきますが、非常に無理な法案であります。しかし、法案が通つたことには改正するというふうな議論が上つてゐる。これははなはだ遺憾なことがあります。たとえを申し上げるならば、先刻建設省からも五ヵ年計画で二兆一千億、一ヵ年四千二百億からの道路建設なり、いろいろ考えておる。われわれもよく存じております。しかし、これからこうするのだというようなこと

も十分気を配つて努力をいたして参りたいと、さよに考えておるのであります。

○田上松衛君 あとでほかの方が質問

される場合に、関連として申し上げておきますが、

だ

おそれがあるので、特にこの罰則の適

用というよなことにつけたままに

しくもこれが乱用に陥らないように、ぜひ要望しておかなければならぬわけ

なんですが、これについてお約束して

いただきます。

ただいま上程されております車庫設置の確保の法律案であります。これ

はわれわれから考えますと、すでにお

そきに失するという感じを多分に持つ

ている一人であります。何となれば、

大体十年前の一九四七年あるいはその

前の三七年というよなふうに、十年

ごくくらいの間が国の自動車の増加率

あるはまた経済の成長率から申しま

すならば、当然今までかよな手が

次から次と打たれていかなければならぬはずであったのであります。それがいろいろの事情によつて一応おくれたので、今日といたしましては、全くお

そきの感はあるのであります。けれども、おそしながらも一つ一つこれを解

決していくということに一応乗り出

たということは、非常にけつこうなこ

とであります。しかしながら、いやし

くも自動車の能率の問題であるとかあ

るいはまた事故の問題とか、そういう

場合に、常に自動車を使用する人、あ

るいは関係の業者、それらの大部の

犠牲において改善をするとか、あるいは改正するというふうな議論が上つて

ることは、これははなはだ遺憾なこと

であります。たとえを申し上げるなら

ば、先刻建設省からも五ヵ年計画で二

兆一千億、一ヵ年四千二百億からの道

路建設なり、いろいろ考えておる。わ

れわれもよく存じております。しかし、

ながら、その中でも八〇何%までがガ

ソリン税で取り上げられておる。この現実は忘れてはいかぬことでありまして、今後はもっとこれらの自動車の能率を高める、あるいは事故を絶滅する、そして安心して交通ができる得る。しかもそれがわが国の経済の成長に対して非常に大きな貢献になるという結果を生み出すことだけは、これは何としましても考えなければならぬ問題であります。私はそういう意味だけにおいて、まず一つの改善をする、かように申し上げておるのであります。今後もっともつと業者や使用者の犠牲だけでなく、ほんとうに政府みずからがもっとしっかりした大方針、抜本的な一つの方針なり何なりを立てて刷新するといふことに、これを機会に乗り出してもいいたいと思います。きょうは運輸大臣もお帰りになりましたので、幸か不幸か小平長官がお出ましでありますから、閣僚懇談会にももちろんお出ましであり、また各省にそれぞれ御関係が大多にあると思う。そういう意味において、きょうはほんとうは大蔵大臣あるいは建設大臣、通産大臣、関係各大臣に十分にこの点を強調したいが、先刻来いろいろ御質問がありました。あれの大部分は、まずこれが施行された場合はこの点についてどういうふうに運営されるかという面と、それから思います。一応これを通す、通るといふのが相当質問の中にはあったようですが、私はこれは後日に譲りたいと思います。

これは、小平長官が幸か不幸かお出ます。しかしながら、今日までのいろいろな実例から考へると、たとえば先々月私は運輸委員として札幌へ交通の整理を視察に参りましたが、あの一日三万台あるいは四万台という車が通っているあそこに、ようやく交通おまわりさんが三人か四人での自動車をよくさばいておられるという現状を見てきました。また運輸省の場合におきましても、陸運行政から見ると、ここ十年といかないでも、五年間に三百何十倍に指數があふえておる、日本の自動車が。それにもかかわらず、実際に行政要員に至りましたてはようやく二割か二割五分の増員であります。一昨年も、昨年も、本年も人員要求の二割か二割五分しか増員も認めないし、予算も認めないというのが日本の輸送の現状であります。こういう点から考へると、何といってもこれを完璧に確保するという上からいって、どうしてもうような前提から考えたときに、あまり良い考えをもつて、單にこれは窓口は運輸省だ、しかもまた取り締まりのほうは警察庁だというような、過去の甘い考へではとうていこんなものは実

際に皆さんの期待されるように、またわれわれの考へておるような、りっぱなものにでき上がるなどということを、はつきり私は申し上げる。そういう意味において非常な決意を持つて、しかもそれがわが国の経済の成長に対して非常に大きな貢献になるという結果を生み出すことだけは、これは何としましても考えなければならぬ。なかなか内閣が聞かなければならぬ。なかなか内閣は非常にむづかしい。これができ上がり越えていくというだけの政府当局に決意があるかどうか、こういう点をあげておるのであります。また、もつと業者や使用者の犠牲だけでなく、ほんとうに政府みずからがもっとしっかりした大方針、抜本的な一つの方針なり何なりを立てて刷新するといふことに、これを機会に乗り出してもいいたいと思います。きょうは運輸大臣もお帰りになりましたので、幸か不幸か小平長官がお出ましでありますから、閣僚懇談会にももちろんお出ましであり、また各省にそれぞれ御関係が大多にあると思う。そういう意味において、きょうはほんとうは大蔵大臣あるいは建設大臣、通産大臣、関係各大臣に十分にこの点を強調したいが、先刻来いろいろ御質問がありました。あれの大部分は、まずこれが施行された場合はこの点についてどういうふうに運営されるかという面と、それから思います。一応これを通す、通るといふのが相当質問の中にはあったようですが、私はこれは後日に譲りたいと思います。

これは、小平長官が幸か不幸かお出ます。しかしながら、今日までのいろいろな実例から考へると、たとえば先々月私は運輸委員として札幌へ交通の整理を視察に参りましたが、あの一日三万台あるいは四万台という車が通っているあそこに、ようやく交通おまわりさんが三人か四人での自動車をよくさばいておられるという現状を見てきました。また運輸省の場合におきましても、陸運行政から見ると、ここ十年といかないでも、五年間に三百何十倍に指數があふえておる、日本の自動車が。それにもかかわらず、実際に行政要員に至りましたてはようやく二割か二割五分の増員であります。一昨年も、昨年も、本年も人員要求の二割か二割五分しか増員も認めないし、予算も認めないというのが日本の輸送の現状であります。こういう点から考へると、何といってもこれを完璧に確保するという上からいって、どうしてもうような前提から考えたときに、あまり良い考えをもつて、單にこれは窓口は運輸省だ、しかもまた取り締まりのほうは警察庁だというような、過去の甘い考へではとうていこんなものは実

際には皆さんの期待されるように、またわれわれの考へておるような、りっぱなものにでき上がるなどということを、はつきり私は申し上げる。そういう意味において非常な決意を持つて、しかもそれがわが国の経済の成長に対して非常に大きな貢献になるという結果を生み出すことだけは、これは何としましても考えなければならぬ。なかなか内閣が聞かなければならぬ。なかなか内閣は非常にむづかしい。これができ上がり越えていくというだけの政府当局に決意があるかどうか、こういう点をあげておるのであります。また、もつと業者や使用者の犠牲だけでなく、ほんとうに政府みずからがもっとしっかりした大方針、抜本的な一つの方針なり何なりを立てて刷新するといふことに、これを機会に乗り出してもいいたいと思います。きょうは運輸大臣もお帰りになりましたので、幸か不幸か小平長官がお出ましでありますから、閣僚懇談会にももちろんお出ましであり、また各省にそれぞれ御関係が大多にあると思う。そういう意味において、きょうはほんとうは大蔵大臣あるいは建設大臣、通産大臣、関係各大臣に十分にこの点を強調したいが、先刻来いろいろ御質問がありました。あれの大部分は、まずこれが施行された場合はこの点についてどういうふうに運営されるかという面と、それから思います。一応これを通す、通るといふのが相当質問の中にはあったようですが、私はこれは後日に譲りたいと思います。

これは、小平長官が幸か不幸かお出ます。しかしながら、今日までのいろいろな実例から考へると、たとえば先々月私は運輸委員として札幌へ交通の整理を視察に参りましたが、あの一日三万台あるいは四万台という車が通っているあそこに、ようやく交通おまわりさんが三人か四人での自動車をよくさばいておられるという現状を見てきました。また運輸省の場合におきましても、陸運行政から見ると、ここ十年といかないでも、五年間に三百何十倍に指數があふえておる、日本の自動車が。それにもかかわらず、実際に行政要員に至りましたてはようやく二割か二割五分の増員であります。一昨年も、昨年も、本年も人員要求の二割か二割五分しか増員も認めないし、予算も認めないというのが日本の輸送の現状であります。こういう点から考へると、何といってもこれを完璧に確保するという上からいって、どうしてもうような前提から考えたときに、あまり良い考えをもつて、單にこれは窓口は運輸省だ、しかもまた取り締まりのほうは警察庁だというような、過去の甘い考へではとうていこんなものは実

際には皆さんの期待されるように、またわれわれの考へておるような、りっぱなものにでき上がるなどということを、はつきり私は申し上げる。そういう意味において非常な決意を持つて、しかもそれがわが国の経済の成長に対して非常に大きな貢献になるという結果を生み出すことだけは、これは何としましても考えなければならぬ。なかなか内閣が聞かなければならぬ。なかなか内閣は非常にむづかしい。これができ上がり越えていくというだけの政府当局に決意があるかどうか、こういう点をあげておるのであります。また、もつと業者や使用者の犠牲だけでなく、ほんとうに政府みずからがもっとしっかりした大方針、抜本的な一つの方針なり何なりを立てて刷新するといふことに、これを機会に乗り出してもいいたいと思います。きょうは運輸大臣もお帰りになりましたので、幸か不幸か小平長官がお出ましでありますから、閣僚懇談会にももちろんお出ましであり、また各省にそれぞれ御関係が大多にあると思う。そういう意味において、きょうはほんとうは大蔵大臣あるいは建設大臣、通産大臣、関係各大臣に十分にこの点を強調したいが、先刻来いろいろ御質問がありました。あれの大部分は、まずこれが施行された場合はこの点についてどういうふうに運営されるかという面と、それから思います。一応これを通す、通るといふのが相当質問の中にはあったようですが、私はこれは後日に譲りたいと思います。

これは、小平長官が幸か不幸かお出ます。しかしながら、今日までのいろいろな実例から考へると、たとえば先々月私は運輸委員として札幌へ交通の整理を視察に参りましたが、あの一日三万台あるいは四万台という車が通っているあそこに、ようやく交通おまわりさんが三人か四人での自動車をよくさばいておられるという現状を見てきました。また運輸省の場合におきましても、陸運行政から見ると、ここ十年といかないでも、五年間に三百何十倍に指數があふえておる、日本の自動車が。それにもかかわらず、実際に行政要員に至りましたてはようやく二割か二割五分の増員であります。一昨年も、昨年も、本年も人員要求の二割か二割五分しか増員も認めないし、予算も認めないというのが日本の輸送の現状であります。こういう点から考へると、何といってもこれを完璧に確保するという上からいって、どうしてもうような前提から考えたときに、あまり良い考えをもつて、單にこれは窓口は運輸省だ、しかもまた取り締まりのほうは警察庁だというような、過去の甘い考へではとうていこんなものは実

際には皆さんの期待されるように、またわれわれの考へておるような、りっぱなものにでき上がるなどということを、はつきり私は申し上げる。そういう意味において非常な決意を持つて、しかもそれがわが国の経済の成長に対して非常に大きな貢献になるという結果を生み出すことだけは、これは何としましても考えなければならぬ。なかなか内閣が聞かなければならぬ。なかなか内閣は非常にむづかしい。これができ上がり越えていくというだけの政府当局に決意があるかどうか、こういう点をあげておるのであります。また、もつと業者や使用者の犠牲だけでなく、ほんとうに政府みずからがもっとしっかりした大方針、抜本的な一つの方針なり何なりを立てて刷新するといふことに、これを機会に乗り出してもいいたいと思います。きょうは運輸大臣もお帰りになりましたので、幸か不幸か小平長官がお出ましでありますから、閣僚懇談会にももちろんお出ましであり、また各省にそれぞれ御関係が大多にあると思う。そういう意味において、きょうはほんとうは大蔵大臣あるいは建設大臣、通産大臣、関係各大臣に十分にこの点を強調したいが、先刻来いろいろ御質問がありました。あれの大部分は、まずこれが施行された場合はこの点についてどういうふうに運営されるかという面と、それから思います。一応これを通す、通るといふのが相当質問の中にはあったようですが、私はこれは後日に譲りたいと思います。

これは、小平長官が幸か不幸かお出ます。しかしながら、今日までのいろいろな実例から考へると、たとえば先々月私は運輸委員として札幌へ交通の整理を視察に参りましたが、あの一日三万台あるいは四万台という車が通っているあそこに、ようやく交通おまわりさんが三人か四人での自動車をよくさばいておられるという現状を見てきました。また運輸省の場合におきましても、陸運行政から見ると、ここ十年といかないでも、五年間に三百何十倍に指數があふえておる、日本の自動車が。それにもかかわらず、実際に行政要員に至りましたてはようやく二割か二割五分の増員であります。一昨年も、昨年も、本年も人員要求の二割か二割五分しか増員も認めないし、予算も認めないというのが日本の輸送の現状であります。こういう点から考へると、何といってもこれを完璧に確保するという上からいって、どうしてもうような前提から考えたときに、あまり良い考えをもつて、單にこれは窓口は運輸省だ、しかもまた取り締まりのほうは警察庁だというような、過去の甘い考へではとうていこんなものは実

りまして、まあ何といつてもわが国の経済の成長を考え、反面、またひいては日本の自動車工業の将来の発展から考え、また輸送、交通というような面から考えたときには、何としてもこれは一日も早く、一時間も早く、いわゆる足をそろえてりっぱな姿でスタートすべきものであるというわれわれの方に沿うような一つの施設なりまた協力を惜しまない、という決意を、最後にもう一回お尋ねいたしまして、私の質問は簡単であります、要點だけを申し上げて終わります。

点がその大部分を占めておったわけですが、何と申しましても交通の問題でござりますから、全国的な視野において総合的に検討をし、対策を立てて実行していくになければならぬと、こういう問題でもござりますので、交通閣僚懇談会としても今後そういう方面のことをやつて参るつもりでおりますが、同時に、先生も後段のほうでお話がございましたが、関係各方面、特に民間の権威ある方々の御意見等も十分拝聴してやつて参りたいと、まあこういふ見地のもとに、先にやはり御審議をいたしました交通基本問題調査会、これも両院の御賛成をちょうだいいたしましたので、近々のうちにこれを発足させまして、十分各方面の意見も聴取をいたしながら、基本的な問題とも取り組んで参りたい、かように決意をいたしておるわけでございます。

さらに具体的な御質問としまして、中小企業方面への影響に対する対策についてまず最初にお尋ねがございまして、これにつきましては、先ほど来申し上げておりますように、現にこの問題につきましても閣僚懇談会において取り上げまして、現実に大蔵省あるいは中小企業庁等において、一体どのくらいの金が要るものなのか、そういう点も、これはさつきも申しますとおり一切調査もし、対策も立てて、それから今回のように法案を作ると、いうのが、あるいは理想的な形かと思いますが、現実の交通の状況からいたしまして、そこまで及ばないうちにこういふ御提案を申し上げざるを得なかつた

わけでございます。いずれにいたしましても、そういう関係上、調査等の不十分な点もございます。そういう関係にありますので、目下事務的にこの中小企業の融資その他について、実際問題としてこれはどの程度のものが要るのか、そういう関係を調査し、大蔵当局も大臣みずからが十分これはやらなければならぬと、この間の閣僚懇談会にもそう申されておるのでありますて、それは今後逐次実施をいたして、その影響がなべるく少ないよう十分注意して参りたいと考えておるのでござります。

第二に、場所の問題でございますが、これは先ほど来お話が出ました所、行政管理庁におきまして、都内における国有地、公有地等について、現にあいている所、あるいは将来あくまでも、こういう所につきまして調査をいたしまして、実はその結果につきましては、明白の閣僚懇談会で詳細報告を受けまして、それらを今後どう利用していくか、特に今回の法案の関係もござりますから、交通関係等を優先して利用できるよう十分相談をいたしたい、かよう考へておるのでござります。

それから第三に、金融の問題でございましたが、先ほど中小企業の問題のときに申し上げたとおりでございまして、現実にその計画等を、これはもちろん民間の関係団体等の希望等も十分聞かなければならぬと思いますが、いざにいたしましても、具体的に計画を立てまして、できるだけすみやかに実施に移して参りたいと、かよう考えおるのでござります。

述べたとおりでございますが、金利を
るいは税制の問題等につきましても、
企業庁のほうから別に希望も出ており
ます。そういう点も合わせて十分考慮
をいたして参りたいと存じております。
大体私に対するお尋ねは以上の点で
あつたかと思いますが、要するに、諸
先生から御指摘の点につきましては、
十分その趣旨を体しまして、今後でき
るだけ善処いたして参りたいと考えて
おります。

○政府委員(木村睦男君) 運輸大臣お
りませんので、私がわりまして御答弁
させていただきます。

この法律で運輸大臣所管に属します
事柄は、申すまでもなく第三条と第四
条の自動車の所有者に保管場所を確保
することを法律上義務づける、その一
定の地域におきましては、自動車の保
管場所のあることを登録の要件にする
という事柄でございまして、まだ外国
にも例の見当たらぬ新しい考え方で
あり、法律であるわけでございます。
それだけに、これの実施にあたりま
しては、御指摘の点を十分注意いたしま
して、円滑を期したいと考えております
。なお、この点につきましては昨年
度末まで設置されておりました自動車
審議会、これは行政経験者あるいは学
者、その他の方を委員として諮問機関
として設置せられておったのでござい
ますが、この自動車審議会におきまし
たりましては、形式的に学識経験者を
網羅いたしましてどうこうするとい
う話もございました。なお、施行にあ
りましても、この必要性を討議されま
して、こ
ういった趣旨の規制をやるようによ
ることとは考えておりませんが、十分各方

面の御意見は大いに参考にいたし、また、関係する行政官庁とも緊密な連絡をとりまして円滑な実施をして参りたい、かように決意を持っておる次第でござります。

○委員長(村松久義君) なお、中村正雄委員に対する残された答弁は、通産省工業課長が来ておりますので、開いたしまして結果を御報告申し上げます。

○説明員(金井多喜男君) 大臣といふに、種々の経済活動に、不可欠な存在となりつつありますけれども、これは、自動車が人より貨物をその目的地に迅速に運搬するという便宜性によるものであるからであります。したがいまして、交通が著しく混雑し、その流れが阻害されるような事態になりますと、もはや自動車の便宜性が失われますとして、需要減退を来たすことは当然考えられるわけでございます。この法案のねらいが道路交通の円滑化にある以上、一時的には自動車の需要に多少の影響を与えると思われるのをございますが、結局は、長い目で見ますと、自動車のより大きな需要減退を阻止する作用をなすものでございますので、通産省といたしましても、この程度の規制はやむを得ないと、このように存じておる次第でござります。

○中村正雄君 そうしますと、通産大臣としては、この法律ができることが自動車産業の今後の成長発展のためにプラスであると、こうお考えになつておるわけでござりますか。

○説明員(金井多喜男君) 長い目から

見てプラスである、そういうことでございます。

○中村正雄君 一時的にはマイナスであります。それでも、今後の自動車産業のためにプラスになると考えられておるわけですね。

○説明員(金井多喜男君) はい。

○中村正雄君 わかりました。

一点だけ罰則について警察庁にお聞きしたいのです。

○委員長(村松久義君) それは田上委員の質疑に連絡してお許しをしますか

ら、どうぞ一点だけにして下さい。

○中村正雄君 警察庁の考え方を聞きたいわけなんですが、いただいており

ます資料によりますと、東京都で、これはどういう調査を昨年四月なさって

いるのかわかりませんが、自家用乗用車でいわゆる駐車台数として一万八千

何がしか載っているわけです。自動車の置き場所のない車、言いかえれば、

これは道路を保管場所にしている車と考へて間違いないと思うのです。それ

が昨年で一万八千台、おそらくこれは実際の数字は三万も四万もあるのでは

ないか、ことしになつてくれれば、そう

推定をいたしますが、一万八千台とか

りに仮定いたしましても、これは第八

条の罰則を受ける該当者と考へて間違

いないと思うんですね。したがって、警

察庁が厳格に一々調べていけば、一万

八千人というものが第八条の懲役三月

以下または三万円以下の罰金に該当する犯人であることに間違いないわけ

です。ところがおそらくこういう自

分の置き場所のない人は、所有者が当然運転者だらうと思う。所有者が運転免許を持っている人が大部分だらうと思うのです。したがって、こういう処罰

を受けた場合は、運転免許の処罰はどうなるんですか。第八条の処罰はど

うなるんですか。第八条の処罰は受けた車の所有者であり、同時に本人が運

転免許を持っていた場合は、運転免許のほうの処罰はどうなるんですか。

○政府委員(富永誠美君) 多分運転免

許に関する行政処分の御質問だろ

うと思います。取り消しましたは停止

の。これは五条関係はございません。

道交法に違反した場合に行政処分の対象になりますが、五条を道交法で引用いたしておりますので、行政処分の対象、道交法の違反にはなりません。

○中村正雄君 そういたしますと、念

のため確認するわけですが、いわゆる第五条の一項違反として、たとえば懲役三月という刑罰を受けた人でも、

その人の運転免許には、行政上には何ら関係しないと、こう考へて差しつかえないですね。

○政府委員(富永誠美君) そうです。

○中村正雄君 それに連絡しまして、今私が申し上げた、お宅の出しておら

れます数字だけを基礎にして言うわけですが、一万八千三百八十七人、これ

はいわゆる第八条のこの「三月以下の

懲役又は三万円以下の罰金」というこ

れに當てはまるものだと考へられる數字なんですが、私の考へて間違つておりますかどうか。推定です。

○政府委員(富永誠美君) もちろんそ

の適用地域はどうなるかこれはわかりませんことが第一です。

二番目には、現在はそういう状態であります。つまり近所のガレージに預けるとか、いろいろそういうふうにされる人も非常に多いのじゃない

かと思いますので、この方が全部が直

ちに第八条の違反対象になると、そ

れはそう思われないと思います。

○中村正雄君 もちろんこれは全部と人がこの法律が施行になると同時に、

三年以下の懲役または三万円以下の罰金に即時なる可能性があるわけです。

したがって、これについてこれをやら

ないわけには参りませんし、また不幸

なってどうなるかわかりませんが、罰

金でありますれば、たとえば普通の速度違反でも三千円、五千円というも

のがざらにあるんですから、私は、経

済的な面だけであって、今の道交法とあまり変わらないと思いますけれど

も、道路を保管場所にしたという事実だけで、懲役と罰金という刑の範囲があるわけですね。どういう判例になるか、これは今後の問題でわかりません

けれども、一般的の犯罪のように内容は

変わらないわけなんですね。普通の犯

罪であれば、量の幅が広くて、死刑から懲役まである。犯罪でも、これは動

機とかいろいろの関係で差がります。

けれども、こういう問題は差がないと

思うのです。置いてある場所によつて、これは重要な場所だから懲役に

かかる、重要な場所でないから罰金にする、重要な場所でないから罰金にする、重要な場所でないから罰金にする、こういうこともないだろうと思

うので、これは今後の判例を待たなければならぬわけですからわかりませんが、この懲役というの是非常に不可解に思えるわけです。

もう一つは、東京だけで三十六年四

月現在一万八千人ですけれども、これ

のうち何名該当するかわかりません。

けれどもおそらくこのうちの大部分は

該当者であると思うのですが、もし

う政令の内容になつているわけなんですか。そうしますと、一万何千人といいます。そこには、この法律が施行になると同時に、結果は保管場所を作つていただくということがねらいがあります。要するに、そういう実情をよく運営の面におきまして見ながら適切に運用したいといふふうに考えております。前ないがどうだというふうなことは、これは実情としても考えられないと思います。要するに、そういった実情を把握して警察にピックアップされた人だけが損をして、警察に当たらない人は何もない、こういう不公平な私は問題が起きてくると思うんですが、こういふう点について、一体警察はこの法が施行になった場合、現実にこの数字が出ているわけなんですか。これをどうか、これは今後の問題でわかりませんが、これは今後は、この法が施行されると、たとえば今普通の速度違反でも三千円、五千円というものがざらにあるんですから、私は、経済的な面だけであつて、今の道交法とあまり変わらないと思いますけれども、道路を保管場所にしたという事実だけで、懲役と罰金という刑の範囲があるわけですね。どういう判例になるか、これは今後の問題でわかりませんけれども、一般的の犯罪のように内容は変わらないわけなんですね。普通の犯罪であれば、量の幅が広くて、死刑から懲役まである。犯罪でも、これは動機とかいろいろの関係で差がります。けれども、こういう問題は差がないと思うのです。置いてある場所によつて、これは重要な場所だから懲役にかかる、重要な場所でないから罰金にする、重要な場所でないから罰金にする、重要な場所でないから罰金にする、こういうこともないだろうと思うので、これは今後の判例を待たなければならぬわけですからわかりませんが、この懲役というの是非常に不可解に思えるわけです。

もう一つは、東京だけで三十六年四月現在一万八千人ですけれども、これのうち何名該当するかわかりません。けれどもおそらくこのうちの大部分は該当者であると思うのですが、もしも、ここで特に項を改めて、二項で三項の過失によって罰を犯した場合のうち何名該当するかわかりません。どちらは、三万円以下の罰金に処する。しかも、ここで特に項を改めて、二項で三項の過失でやつた者に対する罰が同じように三万円ということになる。しかし、この場合、三号になりますと、純然たる過失でやつた者に対する罰が同様が適切でないけれども、これは悪質だ。ところが三号になりますと、純然たる過失でやつた者に対する罰が同じように三万円ということになる。しかも、ここで特に項を改めて、二項で三項の過失によって罰を犯した場合のうち何名該当するかわかりません。どちらは、三万円以下の罰金に処する。もって、次の各号のいずれかに該当する者は、三万円以下の罰金に処する。規定しておいて、三項に、同じものを項を変えて書いてあるのはどういう意味なのか、これについてひとつお答え願いたい。

○政府委員(富永誠美君) 第八条の第三項の過失によって罰を犯した場合の三万円以下の罰金でございますが、この意味なのか、これについてひとつお答え願いたい。

第六条第一項の規定の違反となるも

の、あるいは第六条第二項の規定の違反というものは、公安委員会がある道路を指定しまして、ここに三・五メートル以上の余地を残さなければならぬとか、あるいは駐車時間を制限した規定に違反した場合でございまして、その場合の過失とは、たとえばそういった場合には道路標識を立てる變成っておりますので、そういった道路標識のあることを知らなかつたというふうな場合が過失になるわけでございまして、これは道交法の場合におきましても、そういういた過失の場合は、

やはりそういうじゃない場合と同じ金額にいたしておりますので、その均衡もござりますのでそういうふうになつておるのでござります。

三万円以下の罰金に処する。」としてあるのだから、お説のとおりであるとするならば、三項を立てて、過失によって犯した者も次に別に項を立てることはないのじゃないかと思うのですよ。

「犯した者」で切ってしまえばいいものを、またことさらに「三万円以下の罰金に処する」ということは、とりようによれば、解釈のしようによれば、過失でやったものは重ねて三万円の罰金を取られるようなことにも……解釈のしようによればこういう疑いも出てしまう。しかし、常識的に言うと、故意にやったものと過失でやったものとの間には、情状酌量がなければならぬはずである、法の趣旨からいって。これがこういう場合に別に項を書き改めなければならぬという根拠がどうもわから

○天埜良吉君 私は自由民主党を代表して、ただいま議題となっております自動車の保管場所の確保等に関する法

○大倉精一君 私は日本社会党を代表いたしまして、之ぞ、ま天査委員から

車の保管場所を設置する者に対し、自動車使用の実態特に中小企業の現状にかんがみ、本法施行後混亂を生ぜざるよう、所要の用地資金等につき適切な指導、あつせん等特別な措置を講じた上施行すべきである。

る法律案に対する附帯決議
政府は、本法の施行に関しては、
所要の実施体制を整えるとともに第
四条及び第五条の規定を適用する地
域の指定、公共駐軍場の設置、取締
の適正についての配慮その他本法の

本当に何が用ひべきか、から出して、ことに中小企業者の保管場所保有のためには特段の措置を講ずる必要等を認められます。

そこで、各派共同提案のもとに、かかる附帯決議をすることにいたしました。

そこで本委員会といたしましても、さきに都市交通の逼迫打開に関する建議をいたしたのであります。が、本法では交通緩和対策の一環としての施設を進める上にその効果が期待できるものと信じます。しかしながら、本法生施にあたっては、始終行政面における

律案について賛成の意を表するものがあります。
最近の交通事情は、交通事故が激増し、まことに憂うべき状態であります。が、ことに大都市における路面交通混雑の激化はいよいよ言語に絶するものがあります。

の、あるいは第六条第二項の規定の違反といふものは、公安委員会がある道

律案について賛成の意を表するもの
あります。

提案されました附帯決議を各派共同提案することに賛成いたします。

使用者等が自動車を使う場合の、何と申しますか、モラルというものに未だ

れた例の車種別の交通規制といふ法律と云い、本来からいえば決してけつこうことではないのでありますて、これは日本の道路事情がますいと云ふことに原因があると思う。それから自動車が非常に急速にふえて、それに対する保有者、所有者等、あるいは

○加賀山之雄君 私は参議院同志会を
代表して本案に賛成いたします。
希望として申しそうて、賛成討論と
いたします。

いは内容についてずさんな点も相当あることは、間の過程において見受けられるわけですが、それらの点につきましては、先ほど自民党から提案になりますたあの附帯決議を共同提案することに賛成いたしまして、この附帯決議内容に盛られておりまする五つの点、

いたします。

ただ、道路交通の円滑化をはかるためには、このような措置以前に、都整備及び道路建設等の根本的な対策促進しなければならないと考えておますし、また、この法案の内容につきましては、非常に実施困難な面、あ

案とすることに賛成いたします。
なお、附帯決議案の精神を誠実に行をするということを条件といたして、本案に賛成をいたします。

いたしましては誠意をもって実行に当たる所存でございます。

○國務大臣（齋藤昇君）　ただいま各派
共同提案にかかりまする自動車保管場
所の確保等に関する法律案に対する附
帯決議の内容につきましては、政府と
めます。よつて附帶決議案は、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

〔賛成者举手〕

質でしてとののしを終局いたしました。

○委員長(村松久義君) 他に御発言もないようですから、これをもって討論を終局いたしました。

これより採決を行ないます。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

が、非常な何といいますか、困難に遭遇するという心配があるので、そのために各派共同提案として考えられた附帯決議案は、私は適切なものであると考えまして、本案並びに附帯決議に賛成をするものであります。

多分もとよりかんが点が見られる。各
ういう点から見て、今回の措置は社会
的責任をそといった保有者、使用者に
かけるものとしてやむを得ない措置で
あるといふように解釈をして、特にこ
ういった急激な規制が必要であるけれ
ども、それによって、審議中に出た中
小企業、中小の商店業者と言ふ業者階

○委員長(村松久義君) なお、審査報告書の作成につきましては、委員長に御一任を願います。

○委員長(村松久義君) 次に、先ほど御協議願いました請願第一四号国鉄野岩羽線建設等促進に関する請願外八十三件を一括して議題といたします。請願第一四号外八十三件を採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(村松久義君) 御異議ないと認め、さように決定いたしました。ただいま決定いたしました各請願の審査報告書の作成は、委員長に御一任を願います。

○委員長(村松久義君) 次に、継続調査要求についてお諮りいたします。

本委員会は運輸事情等に関して調査して参ったのであります。本会期中に調査を終了することは困難でありますから、閉会中も継続して調査を行なうことにして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(村松久義君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成は委員長に御一任を願いたいと存じます。本日はこれにて散会をいたします。

午後六時五十分散会